

家財保険

ガイドブック



この家財保険ガイドブックは、「生活安心総合保険2（賃貸住宅生活者総合保険2）」に関する補償内容や重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」※）についてご説明しています。

※契約概要：保険商品の内容をご理解いただくための事項

※注意喚起情報：ご契約に際して、ご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。また、ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

目次

補償内容について

1 基本となる補償、保険の目的、保険金額の設定方法等	4
2 生活安心総合保険2 保険料・保険金額 一覧表	10

重要事項（契約概要・注意喚起情報）

1 契約にあたっての確認事項	11
2 契約締結時における注意事項	11
3 契約締結後における注意事項	12
4 その他ご留意いただきたいこと	13
5 異動承認申請書	15

約 款

1 普通保険約款	16
2 特約条項	22

ご契約者向け安心サービス

1 事故受付サービス	29
2 生活安心 QQ サービス	30
3 お問い合わせ先一覧	31

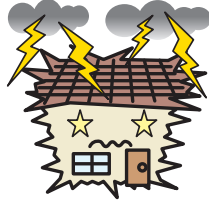
生活安心総合保険2で 賃貸住宅を取り巻くリスクに備えましょう

家財のリスク

風災や水災などの自然災害のリスクや水漏れなどの日常災害のリスクにもしっかりした備えが必要です。



火災



落雷・破裂・爆発



風災



水災



盗難



破損・汚損

費用の補償

事故による思わぬ費用を負担することがあります。



転居費用



修理費用



宿泊費用



撤去費用

日常生活のリスク

日常生活でも賠償責任を負うこともあります。備えておけば安心です。



貸主さんへの賠償

(借家人賠償責任保険)



日常生活での賠償

(個人賠償責任保険)

商品の仕組み

生活安心総合保険2は、賃貸住宅にお住いの方専用の総合補償型家財保険です。

この保険は、賃貸住宅にお住いの方が自ら保険契約者となって家財保険を契約する「一般契約」方式と、賃貸住宅の管理会社や賃貸人が保険契約者となり、賃貸住宅にお住いの方を被保険者とする「包括契約」方式の2種類の契約方式でご契約することができます。

「一般契約」と「包括契約」は、同じ生活安心総合保険2ですので、家財保険の補償内容は同一です。ただし一般契約の場合は、入居者が自らの家族構成等に合わせて家財保険金額を選択することが可能ですが、包括契約の場合は、あらかじめお住いになるお部屋に定型の家財保険が付帯されているため、家財保険金額を選択することができませんので、ご注意ください。

それぞれの具体的な保険金額については、10ページ「保険料・保険金額一覧表」をご参照ください。

補償内容について

(契約にあたって必ず事前にご確認ください。)

1 基本となる補償、保険の目的、保険金額の設定方法等

契約概要

注意喚起情報

補償内容について

		保険の種類・名称・事故類型	保険金をお支払いする主な場合
家財損害	損害保険	 <p>①火災 失火、小火(ぼや)、もらい火。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこの火の不始末で小火となり、家財が焼失した。 ・隣室から発生した火事で、家財が焼失した。
		 <p>②落雷・破裂・爆発 落雷、ガス爆発または破裂。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・落雷でパソコンが故障してしまった。 ・ガス爆発により、テレビの画面が破損した。
		 <p>③外部飛来、落下、衝突、倒壊 部屋の外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車がアパートに衝突して、部屋の中のテレビが壊れてしまった。
		 <p>④騒じょう・労働争議など 政治的なデモ行進や賃金ストライキなどにより、保険の目的が損害を受けた場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・デモ隊と警察が衝突し、投石によって、ベランダに設置していた洗濯機が破損した。
		 <p>⑤水漏れ 浴室や炊事場等で水を詰まらせて溢れさせてしまったり、他の部屋の給排水設備に生じた事故。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上階からの漏水でクローゼット内の衣服が汚損した。
風水害損害	損害保険	 <p>⑥風災 台風、竜巻、暴風雨等によって生じた事故。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の強風で瓦が飛び込んで、パソコンが壊れた。
		 <p>⑦水災 台風、暴風雨、豪雨等によって生じた事故。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨で川が氾濫し、床上浸水し、部屋の中の家財が濡れて使えなくなった。
盗難損害	損害保険	 <p>⑧盗難 強盗、窃盗等。(未遂を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空き巣で部屋にあった現金5万円が盗まれた。 ・アパートの駐輪場に置いていた自転車が盗まれた。 <p>※コンビニに自転車を置いて買い物をしている間に自転車を盗まれた等の賃貸住宅の駐輪場以外の場所での盗難は、保険金の支払対象とはなりません。</p>
破汚損損害	損害保険	 <p>⑨偶然な事故による破損、汚損 上記①～⑧以外の部屋の中での偶然な事故。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・掃除機中に掃除機のコードがテレビに引っ掛かり、テレビが倒れて壊れてしまった。 <p>※宅内電気回路のショート等により生じた家電製品の故障や、携帯電話、携帯ゲーム機等の損害は保険金支払対象とはなりません。</p>

お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
<p>家財損害保険金＝損害の額</p> <p>①ご契約された家財損害保険金額が限度額となります。</p> <p>②損害の額は、再調達価額※となります。</p> <p>※損害が発生した時および場所における家財と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する価額</p> <p>【保険の目的】</p> <p>この保険で補償される物（以下「保険の目的」といいます）は、保険証券等に記載された賃貸住宅に収容されている家財とします。ただし、畳、建具等の建物の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の建物付属設備の内、被保険者が所有し、かつ、もっぱら職務用に使用されていないものを含みます。また、エアコンの室外機、賃貸住宅に付属する洗濯機置場の洗濯機、賃貸住宅専用駐輪場内の自転車および賃貸住宅敷地内の洗濯物その他これらに類するものを含みます。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. ご契約者や被保険者の故意 2. ご契約者や被保険者の重大な過失または法令違反 3. 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動 4. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 5. 核燃料物質などに起因する事故 6. 火災等の事故の際の紛失・盗難 <p>* 次に掲げるものは保険の目的に含まれません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125CC以下の原動機付自転車を除く）、船舶（ヨット、モーターボート、水上バイクおよびボート、カヌーを含む）および航空機その他これらに類する物、ならびにこれらの付属品 ②通貨、預貯金証書、有価証券、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、小切手、印紙、切手、乗車券その他これらに類する物 ③貴金属・宝石等で、1個または1組の再調達価額が30万円を超える物 ④義歯、義肢またはコンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物 ⑤動物および植物等の生物 ⑥稿本、設計書、図案、雛形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物 ⑦テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの ⑧被保険者の職務の用に供される物および商品 <p>* 次に掲げる事由によって生じた損害の場合は保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①保険の目的の置き忘れまたは紛失および不注意による廃棄 ②差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。 ③保険の目的の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、ひび割れ、はがれ、発酵もしくは自然発熱の損害、臭気その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害 ④保険の対象に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ⑤保険の目的のすり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷または保険の目的の汚損（落書きを含みます）であって、機能に支障をきたさない損害 ⑥不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的または機械的事故によって生じた損害 ⑦詐欺または横領によって生じた損害 ⑧土地の沈下、隆起、移動または振動等によって生じた損害 ⑨保険の目的が賃貸住宅外にある間に生じた損害 ⑩携帯電話、PHS等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等の携帯式電子機器およびこれらの付属品に生じた損害。ただし、第6条の破汚損損害保険金に限ります。
<p>風水害損害保険金＝損害の額</p> <p>①ご契約された風水害損害保険金額が限度額となります。</p> <p>②損害の額は、再調達価額※となります。</p> <p>※損害が発生した時および場所における家財と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する価額</p>	
<p>盗難損害保険金＝損害の額（時価額）</p> <p>①ご契約された盗難損害保険金額が限度額となります。ただし現金は10万円、預貯金証書は100万円が限度額となります。また、1個または1組の損害の額が30万円を超える貴金属、宝石等は30万円が限度額となります。</p> <p>②損害の額は、時価額※となります。</p> <p>※損害が発生した時および場所における家財の価額をいいます。</p>	
<p>破汚損損害保険金＝損害の額－免責金額（3万円）</p> <p>①1回の事故につき3万円を超える場合に、その超える部分に対して50万円を限度としてお支払いします。</p> <p>②損害の額は、再調達価額となります。</p>	

修理費用保険

費用保険

保険の種類・名称・事故類型	保険金をお支払いする主な場合
 <p>⑩修理費用 4ページ「損害保険」①～⑧（家財損害・風水害損害・盗難損害）の事由で賃貸住宅が損害を受け、ご入居者が修理費用を負担した場合にお支払いします。（第三者によるいたづらを含みます。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部屋が空き巣にあって、部屋の窓ガラスが壊された。
 <p>⑪修理費用破汚損担保 不測かつ突発的な偶然の過失により、部屋の設備を壊してしまった際にお支払いします。 ※通常の使用による経年劣化は補償されません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・化粧水のピンを洗面ボールに落として穴を開けてしまった。 ※幼児が壁にマジックで落書きし汚損した。家具を移動した際に床にすり傷を付けてしまった。子供が遊んでいて障子を破いてしまった。等々は、保険金支払対象となりません。 また、キッチン排水が詰まり、流れが悪いため自分で水道業者を手配して修理した場合の修理費用は、保険金支払対象となりません。
 <p>⑫罹災費用 4ページ「損害保険」①～⑧で保険金が支払われる場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・火事で家財が焼失し、家財保険が支払われた。
 <p>⑬緊急宿泊費用 4ページ「損害保険」①～⑧で保険金が支払われる場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・火事でアパートが半焼し、電気、ガス、水道が停止し、一時的に生活ができなくなった。
 <p>⑭罹災転居費用 4ページ「損害保険」①～⑦で保険金が支払われる場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・火事でアパートが全焼し、転居せざるを得なくなった。
 <p>⑮残存物撤去費用 4ページ「損害保険」①～⑦で保険金が支払われる場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水で床上浸水し、家財が全損となった。それらの家財を撤去し処分する費用を補償。
 <p>⑯ドアロック交換費用 ドアロックを壊されることなく、鍵を開けられ盗難の被害に遭われた場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ピッキング（ドアロックの破損のない開錠）により泥棒に入られたためドアロックを交換した。
 <p>⑰孤立死原状回復費用 賃貸住宅内で孤立死した場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自室で孤立死し、汚損したフローリングを張り替えた。
 <p>⑱遺品整理費用 賃貸住宅以外の場所で死亡した場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病院で入居者が死亡し、部屋に残置された遺品を撤去した。

お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
実際に負担した修理費用の額 (100万円が限度)	(1) 5ページ「損害保険」①～⑧の「保険金をお支払いできない主な場合」1～5に同じ (2) 被保険者または賃貸住宅の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触 (3) 被保険者が賃貸住宅を貸主に引き渡した後に発見された賃貸住宅の損害 (4) 賃貸住宅の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、ひび割れ、はがれ、臭気その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害 (5) 賃貸住宅の壁、柱、床等に生じた擦損、かき傷、落書き、塗料のはく落その他単なる外観上の損傷であって、賃貸住宅の機能に支障ない損害
実際に負担した修理費用の額 (50万円が限度)	(6) 保険の対象に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 (7) 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的または機械的事故によって生じた損害 (8) 風、雨、雪、ひょう、砂じんその他これらのものの吹き込み、浸み込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害。ただし、風、雪、ひょうにより賃貸住宅が破損し、その破損部分から賃貸住宅の内部に吹き込むことによって生じた損害については除きます。 (9) 障子、襖、壁紙等の表具や壁等の表面に貼られた布や紙のみの損害および表面への落書き等による汚損 (10) 壁、柱、床、はり、屋根等の賃貸住宅建物の主要構造部の損害 (11) 玄関、ロビー、廊下、昇降機等の他の居住者との共同の利用に供されている部分の損害 ＊ただし、一の戸室を複数の者が共同で使用または管理する態の賃貸借契約である場合を除く
罹災費用保険金＝支払われた家財損害保険金、盗難損害保険金、風水害損害保険金それぞれの保険金×10%	
緊急宿泊費用の実費。ただし1室1泊につき3万円かつ14泊までとし、1回の事故につき20万円限度	
転居先の賃貸借契約に必要な費用および転居先への引越費用の実費。ただし、事故日より30日以内の転居で1回の事故につき30万円限度	5ページ「損害保険」①～⑧の「保険金をお支払いできない主な場合」1～5に同じ
残存物撤去費用の実費。ただし、支払われた家財損害保険金、風水害損害保険金の5%に相当する額を限度	
ドアロック交換費用の実費。ただし1回の事故につき3万円限度	
被保険者の法定相続人等が実際に負担した原状回復費用 (100万円限度)	(1) 5ページ「損害保険」①～⑧の「保険金をお支払いできない主な場合」3～5に同じ (2) 賃貸住宅の貸主または法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
被保険者の法定相続人等が実際に負担した遺品整理費用 (50万円限度)	(3) 上記「修理費用保険」⑩、⑪の「保険金をお支払いできない主な場合」(3)～(7)に同じ

	保険の種類・名称・事故類型	保険金をお支払いする主な場合
賠償責任保険	 <p>⑱借家人賠償責任保険 火災・破裂・爆発の事故を起こし、賃貸住宅を損傷させ貸主に対して法律上の損害賠償責任が発生した場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・失火で部屋を焼失させた。 ・ガス爆発で部屋を損傷させた。
	 <p>⑳個人賠償責任保険 次の事故によって、他人の身体の損傷または財物損傷に対して法律上の損害賠償責任が発生した場合。 ①賃貸住宅の使用または管理に起因する偶然な事故。 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バルコニーに置いた植木鉢を落として、駐車していた車を傷つけた。
特約※	 <p>地震災害費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建物が地震、噴火、津波で全壊し、被保険者の家財も全損となった場合。
	 <p>ペット諸費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅内の事故でペットが死亡したり、ケガをした場合や飼い主がケガを負い入院し一時的にペットを預け入れたペットホテル費用をお支払いします。
	 <p>ストーカー対策費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ストーカー被害に遭い、行為を特定する機材（カメラ）の購入費用や弁護士等と相談した。（警察へ援助の申し出を行い、受理されたことが条件です。）
	 <p>ホームヘルパー費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅内で発生した事故により、家事従事者が日常の家事を行うことが困難となり、臨時に家事援助者（ホームヘルパー）を雇入れた場合。

※ご希望に応じて任意に付帯することができる特約

詳しくは約款の特約条項（22ページ～23ページ）をご参照ください。

補償の重複に関するご注意 注意喚起情報

補償内容が同様の保険契約（家財保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約でも補償されませんが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認ください。

なお、当社のこの保険契約はあらかじめ複数の異なる補償がセットされておりますのでご了承ください。この結果、個人賠償責任保険のみを補償範囲から除外することはできません。

■補償が重複する可能性のある保険

●個人賠償責任保険（自動車保険や傷害保険等にセットされる特約を含む）

お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
1回の事故につき、1000万円限度	(1)5ページ「損害保険」①～⑧の「保険金をお支払いできない主な場合」1、3、4、5に同じ (2)被保険者と貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任 (3)賃貸住宅を引き渡した後に発見された損壊に起因する損害賠償責任 (4)被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
1回の事故につき、1000万円限度	(1)5ページ「損害保険」①～⑧の「保険金をお支払いできない主な場合」1、3、4、5に同じ (2)被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 (3)被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 (4)車両、船舶、航空機または銃刀の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 (5)被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 (6)被保険者と第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任
1回の事故につき、20万円	地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
(1)ペット治療費用として、ペット1匹ごとに1回の事故につき5万円限度 (2)ペットホテル等宿泊費用として、ペット1匹ごとに1回の事故につき10万円限度 (3)ペット葬祭費用として、ペット1匹ごとに1回の事故につき10万円限度(4)保険金が重複して支払われる場合、1回の事故につき20万円限度	(1)5ページ「損害保険」①～⑧の「保険金をお支払いできない主な場合」1～5に同じ (2)ペット可物件ではない賃貸住宅で飼育されたペットに係わる損害
ストーカー対策費用の実費。ただし30万円限度	5ページ「損害保険」①～⑧の「保険金をお支払いできない主な場合」1～5に同じ
事故の日から180日以内に負担したホームヘルパー費用の実費。ただし1回の事故につき50万円限度	(1)5ページ「損害保険」①～⑧の「保険金をお支払いできない主な場合」1～5に同じ (2)被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 (3)被保険者の疾病、脳疾患または心身喪失 (4)頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であってもそれを裏付ける医学的他覚所見のないもの

保険金額の設定 契約概要

①事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額は簡易評価額を参考にお決めください。

家財の簡易評価額

入居人数	1名		2名		3名		4名以上	
世帯構成	学生・単身赴任	左記以外 単身者	大人1人 子供1人	大人2人	大人1人 子供2人	大人2人 子供1人	大人2人 子供2人	大人3人以上
家財価額	140万円～	200万円～	280万円～	350万円～	360万円～	500万円～	600万円～	

*保険金額が家財の評価額(再調達価額)を超えても、保険金のお支払は評価額が限度となります。

*再調達価額とは、同等の家財を新たに購入するのに必要な金額をいいます。

*家財の簡易評価額が実態と異なる場合は、お客さまの実態に合わせてお決めください。

②補償の対象は、賃貸住宅内に収容されている家財です。持ち出された家財は補償対象外です。

保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

この保険の保険期間は1年間または2年間です。お客さまが実際にご契約する保険期間については、申込書の保険期間欄をご確認ください。

●補償の開始：始期日の0時 ●補償の終了：満期日の24時

2 生活安心総合保険 2 保険料・保険金額 一覧表

【一般契約】

保険種類	保険金名称	学生・単身者向け		単身者・カップル向け			カップル・ファミリー向け			
損害保険	家財損害保険金	1,423,000	2,441,000	3,154,000	3,460,000	4,376,000	4,478,000	5,497,000	6,515,000	
	風水害損害保険金	1,423,000	2,441,000	3,154,000	3,460,000	4,376,000	4,478,000	5,497,000	6,515,000	
	盗難損害保険金	284,600	488,200	630,800	692,000	875,200	895,600	1,099,400	1,303,000	
	破汚損損害保険金	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	
費用保険	修理費用保険金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
	修理費用破汚損担保保険金	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	
	罹災費用保険金	142,300	244,100	315,400	346,000	437,600	447,800	549,700	651,500	
	緊急宿泊費用保険金	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	
	罹災転居費用保険金	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	
	ドアロック交換費用保険金	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
	残存物撤去費用保険金	71,150	122,050	157,700	173,000	218,800	223,900	274,850	325,750	
	孤立死原状回復費用保険金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
	遺品整理費用保険金	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	
	賠償責任保険	借家人賠償責任保険金	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
個人賠償責任保険金		10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	
コース名	保険期間	1年間	K-8	K-9	K-9.7	K-10	K-10.9	K-11	K-12	K-13
		2年間	2K-16	2K-18	2K-19.4	2K-20	2K-21.8	2K-22	2K-24	2K-26
保険料	保険期間	1年間	8,000	9,000	9,700	10,000	10,900	11,000	12,000	13,000
		2年間	16,000	18,000	19,400	20,000	21,800	22,000	24,000	26,000

※以下の特約をご希望に応じて付帯することができます。特約保険料を追加してお支払いください。

特約	地震災害費用保険金	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	ペット諸費用保険金	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	ストーカー対策費用保険金	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	ホームヘルパー費用保険金	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
地震災害費用保険金	保険期間 保険料	1年間	1,200						
		2年間	2,400						
ペット諸費用保険金	保険期間 保険料	1年間	700						
		2年間	1,400						
ストーカー対策費用保険金	保険期間 保険料	1年間	700						
		2年間	1,400						
ホームヘルパー費用保険金	保険期間 保険料	1年間	500						
		2年間	1,000						

※特約を追加された場合の保険料は、各コースの保険料に特約保険料を加算した合計金額となります。

【包括契約】

保険種類	保険金名称	包括プラン100戸			包括プラン200戸			包括プラン500戸			
損害保険	家財損害保険金	506,000	1,015,000	1,423,000	559,000	1,068,000	1,475,000	531,000	1,040,000	1,651,000	
	風水害損害保険金	506,000	1,015,000	1,423,000	559,000	1,068,000	1,475,000	531,000	1,040,000	1,651,000	
	盗難損害保険金	101,200	203,000	284,600	111,800	213,600	295,000	106,200	208,000	330,200	
	破汚損損害保険金	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	
費用保険	修理費用保険金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
	罹災費用保険金	50,600	101,500	142,300	55,900	106,800	147,500	53,100	104,000	165,100	
	緊急宿泊費用保険金	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	
	罹災転居費用保険金	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	
	ドアロック交換費用保険金	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
	残存物撤去費用保険金	25,300	50,750	71,150	27,950	53,400	73,750	26,550	52,000	82,550	
	修理費用破汚損担保保険金	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	
	孤立死原状回復費用保険金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
	遺品整理費用保険金	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	
	賠償責任保険	借家人賠償責任保険金	10,000,000	10,000,000	10,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
個人賠償責任保険金		10,000,000	10,000,000	10,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	
コース名	保険期間	1年間	HA-7.1	HA-7.6	HA-8	HB-7.1	HB-7.6	HB-8	HC-6.9	HC-7.4	HC-8
		2年間	2HA-14.2	2HA-15.2	2HA-16	2HB-14.2	2HB-15.2	2HB-16	2HC-13.8	2HC-14.8	2HC-16
		1年間月払	HA-620	HA-670	HA-700	HB-620	HB-670	HB-700	HC-600	HC-650	HC-700
		2年間月払	2HA-620	2HA-670	2HA-700	2HB-620	2HB-670	2HB-700	2HC-600	2HC-650	2HC-700
保険料	保険期間	1年間一括払	7,100	7,600	8,000	7,100	7,600	8,000	6,900	7,400	8,000
		2年間一括払	14,200	15,200	16,000	14,200	15,200	16,000	13,800	14,800	16,000
		月払	620	670	700	620	670	700	600	650	700

契約にあたっての確認事項

1. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、ご契約の保険金額、保険期間等により決定されます。お客さまが実際にご契約する保険料については、10ページ「保険料・保険金額一覧表」をご確認ください。

② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を現金で払込む一時払いとなります。

その他、保険料の払込に関する特約として「口座振替に関する特約」、「払込票払に関する特約」、「初回保険料口座振替特約」、「保険料月払特約」、「クレジットカードによる保険料支払に関する特約」がありますが、一定の条件があります。

【ご契約時に保険料を払込む方法の場合】

保険料が申込書等の保険期間開始日以後に当社に払込まれた場合には、その保険料の払込日を保険期間開始日として保険契約上の責任を負うものとし、保険料の払込み以前に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料の払込方法が「口座振替」または「払込票払」の場合は、保険料払込期日までに保険料を払込みください。保険料払込期日の翌月末日（口座振替または払込票払の場合で、故意および重過失がないときは翌々月末日）までに保険料の払込みがない場合、保険料払込期日の翌日以降に発生した事故（初回保険料の場合は、始期日以降に発生した事故）による損害に対しては保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

*「クレジットカード払い」等、払込方法によっては、上記と取扱いが異なる場合があります。

2. 地震保険の取扱い

特約の「地震災害費用」は「地震保険」ではありません。当社では、地震保険のお引き受けはできません。

3. 満期返戻金・契約者配当金 注意喚起情報

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

契約締結時における注意事項

1. 告知義務（申込書の記載上の注意事項） 注意喚起情報

ご契約者または被保険者となる方は、当社が告知を求めたものについて事実を正確にお答えいただく義務（告知義務）があります。申込書に記載されたこれらの告知事項の内容が事実と異なっている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。申込書の記載内容をかならずご確認ください。

<主な告知事項>

- ① 保険契約者の氏名または名称
- ② 被保険者の氏名
- ③ 被保険物件（賃貸住宅）の所在地、名称および戸室番号
- ④ 同一被保険者（入居者）にかかる他の保険契約の有無
- ⑤ 被保険者の生年月日

2. クーリングオフ 注意喚起情報

ご契約の方が個人の場合にはご契約のお申込後であっても、ご契約の撤回または解除（以下「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。

- ① お客さまがご契約をお申込された日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば、本契約のクーリングオフを行うことができます。
- ② クーリングオフされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に当社クーリングオフ係宛に必ず郵便または電磁的記録（注1）にてご通知ください。

注1: 電磁的記録による通知とは、スマートフォン、パソコンでEメールにてクーリングオフの通知を送信することをいいます。

Eメールアドレス: info@jicc-ssi.com

*ご契約された取扱代理店では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんのでご注意ください。

- ③ クーリングオフされた場合には、すでにお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、当社および当社代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。なお、すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

（クーリングオフを申し出られる場合）

はがき等に以下の必要事項をご記入の上、当社までご郵送ください。

- ① ご契約をクーリングオフする旨の内容
- ② ご契約を申し込まれた方の住所、氏名（捺印）、電話番号
- ③ ご契約を申し込まれた年月日
- ④ ご契約を申し込まれた保険の内容（証券番号または領収証番号）
- ⑤ ご契約を申し込まれた代理店名（取扱代理店）

記入例	
〒283-0068 東金市東岩崎一五番地六 ジック少額短期保険株式会社 クーリング・オフ係行	下記の保険契約を クーリング・オフします。 申込人住所： 氏 名： 電 話： ●申込日： ●証券番号： ●取扱代理店：

契約締結後における注意事項

1. 通知義務等 注意喚起情報

ご契約者または被保険者には、ご契約後に保険証券等記載事項について変更する場合は、遅滞なく当社にご通知いただく義務（通知義務）があります。ご通知がない場合、保険金のお支払いができないことや契約が解除されることがあります。

<主な通知事項>

- ① 保険契約者または被保険者の氏名または名称変更
- ② 被保険者の氏名の変更
- ③ 保険の目的を対象とした他の保険契約を締結したこと
- ④ 被保険物件（賃貸住宅）から退去する場合

2. 解約返戻金 契約概要 注意喚起情報

保険期間の中途において、保険契約者の請求により保険契約を解約される場合には、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を次の計算式によって算出した保険料を返還します。

$$\text{返還する保険料} = \text{保険料} \times 0.67 \text{ (注1)} \times \frac{\text{未経過月数 (注2)}}{\text{保険期間月数}}$$

*注1: 解約に伴い既払込保険料の33%相当額を契約初期費用として控除します。

*注2: 解約日から保険期間満了日までの未経過月数とします。なお、1ヶ月に満たない端数月についてはこれを切り捨てるものとします。

その他ご留意いただきたいこと

1. 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約は、万一当社が経営破綻した場合であっても、「保険契約者保護機構」による保護はありません。また、保険業法第270条の3の第2項1号（保険契約の移転等における資金援助）に規定する補償対象契約には該当しません。

2. 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

(1) この保険契約に関する個人情報は、保険契約の引受の判断および本契約の履行のために利用するほか、他社の他の商品、サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

(2) 当社は、業務上必要な範囲内でお客さまに関する個人情報を下記に提供することがあります。

- ① 業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、金融機関等
- ② 保険契約の締結ならびに保険金支払の健全な運営のために、他の保険会社（少額短期保険会社を含みます）、一般社団法人日本少額短期保険協会等と共同して利用することがあります。
- ③ 再保険引受会社に対し、再保険の締結、再保険契約に基づく通知、報告、再保険金の請求等のために提供することがあります。

* 当社の個人情報の取扱いについては、ホームページ (<https://www.jicc-ssi.com/>) をご覧ください。

3. 重大事由による解除 **注意喚起情報**

以下のいずれかに該当する事由がある場合には、当社は保険契約者に対する書面による通知をもって保険契約を解除することができます。当社が保険契約を解除した場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者が、当社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③ 保険契約者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員*、暴力団関係企業等）に該当または関与していると認められる場合
* 暴力団員でなくなった日から5年経過しない者を含みます。
- ④ ①から③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

4. 当社（少額短期保険会社）がお引受する保険契約の要件 **注意喚起情報**

- (1) 保険期間は損害保険の場合、2年までとなります。この保険の保険期間は1年または2年です。
- (2) 保険金額は損害保険の場合、1被保険者について1000万円までとなります。
* 保険業法施行例第38条の9第1項に定める低発生率保険を含むものがある場合は、低発生率保険金1000万円とその他の保険金1000万円の合計2000万円までとなります。
* この保険は、賠償責任保険金1000万円とその他の家財保険金1000万円の合計2000万円が1被保険者についての支払限度額となります。
- (3) 1保険契約者について引受けるすべての保険の被保険者の総数は1保険契約に係る保険金額を1被保険者に係る保険金額で除した人数までとなります。
- (4) 1被保険者が保険期間を重複（*）する当社の他の保険契約の被保険者となることはできません。
- (5) この保険は住居として使用される賃貸住宅専用商品です。賃貸住宅の一部が事務所、店舗として使用される場合、その部分は補償対象外となります。

5. 保険期間中の保険料の増額および保険金額の減額について **注意喚起情報**

この保険の収支を検証して、保険料の計算基礎の想定を超える支払が生じ、不採算となった場合は、当社は計算基礎を変更し、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。この場合は、書面によりその旨を保険契約者に通知いたします。

6. 保険金の削減払いについて **注意喚起情報**

巨大災害の発生等により、保険金の支払事由が集中して発生し、保険金支払のための財源が著しく不足する場合、当社の定めるところにより、保険金を削減してお支払いすることがあります。この場合は、書面によりその旨を保険契約者に通知します。

7. 保険契約を継続する際の契約内容の見直しについて

注意喚起情報

当社は、保険契約を継続するにあたり、収支予測、その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。この場合は、書面によりその旨を保険契約者に通知します。

8. 保険契約の継続を引き受けない場合

注意喚起情報

当社は、この保険が不採算となり継続契約の引き受けが困難となった場合は、保険契約の継続を引き受けないことがあります。この場合は、書面によりその旨を保険契約者に通知します。

9. 事故が起こったときの手続きについて

注意喚起情報

- (1) 事故が発生したときは、直ちに取扱代理店または当社までご連絡ください。保険金の請求権には時効（3年）があります。
- (2) 個人賠償責任、借家人賠償責任など、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず当社とご相談の上おすすめてください。
- (3) 保険金の請求を行うときは、当社が求めるものをご提出いただきます。詳しくは「万一事故が発生したときは」をご参照ください。

10. 支払時情報交換制度について

注意喚起情報

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払い、または保険契約の解除、取り消し、無効の判断の参考にすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互に照会しています。

支払時情報交換制度に参加している少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページ (<https://www.shougakutanki.jp>) をご参照ください。

11. 指定紛争解決機関

注意喚起情報

少額短期保険に関するご相談・苦情は

当社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会 「少額短期ほけん相談室」

0120-82-1144 (フリーダイヤル)

受付時間：平日 8 時～ 12 時、13 時～16 時

受付日：月曜日から金曜日（土日・祝日、年末年始休業を除く）

*詳しくは、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページ (<https://www.shougakutanki.jp>) をご覧ください。

賃貸住宅を退去される際は、家財保険のお手続きが必要です

ご入居者自身で家財保険をご契約された方（一般契約の場合）は、保険期間中に賃貸住宅を退去される際に、忘れずに家財保険の解約手続きを行ってください。

【解約手続きのご案内】

- ①郵 送：下記の異動承認申請書に氏名、電話番号、証券番号、解約日＝退去日、解約返戻金振込口座等を記入し郵送してください。
- ②電 話：フリーダイヤル0120-849-431までお電話ください。
受付時間は、平日の午前10時～午後5時までとなっております。
- ③ホームページ：当社ホームページ<https://www.jicc-ssi.com>のお客さま専用ページから解約手続きを行うことができます。スマートフォン、パソコンいずれでもアクセス可能です。

【その他手続きのご案内】

契約者の氏名変更など保険契約の内容を変更される際に、お手続きが必要となります。下記の「異動承認申請書」に変更内容を記入し、郵送にて当社へご通知ください。
※ご通知が行われなかった場合、保険金のお支払いができなくなる事がありますので、必ず当社までお知らせください。

ジック少額短期保険株式会社 御中

異 動 承 認 申 請 書

下記の保険契約につき、保険証券記載事項に変更が生じたので通知します。
つきましては異動、解約等をご承認くださるよう申請します。

原契約	フリガナ	印
	契約者氏名	
証券番号	保険期間	年 月 日より2年間

申請日 (受付日)	年 月 日
異動日 (解約日)	年 月 日

下記の指定口座への振り込みをもって解約返戻金を受領したものと認め、通知書の発行はいたしません。

返戻保険料振込口座	銀行等の場合	銀行 信用組合 信用金庫 農協	支店	フリガナ	契約者 口座名義
	普通 当座	No.			
フリガナ	記号または店番	番号	フリガナ	契約者 口座名義	
	6桁目がある場合は、*欄にご記入ください		右つめで記入し、8桁に満たない場合は、頭に「0」を付けてつめてください		
□座名義が契約者と異なる場合の関係： 父母 配偶者 その他 ()					
日中連絡のとれる電話番号（記入内容のお問い合わせをする場合があります） () -					

変更内容を具体的に ご記入ください	異動後の内容				
	フリガナ	フリガナ			
	フリガナ	保険契約者欄と同じ →			
	〒 □□□ □□□□	電話番号	()	-	
フリガナ	フリガナ				
フリガナ	フリガナ				
フリガナ	被保険者欄と同じ →				
フリガナ	フリガナ				
フリガナ	フリガナ				
フリガナ	フリガナ				

書類送付先

〒283-0068
千葉県東金東岩崎 15 番地 6
ジック少額短期保険株式会社 管理部 行

※点線部分をハサミ等で切り抜き、宛名ラベルとして封筒に貼ってご郵送ください。

普通保険約款・特約条項

第1章 用語の定義

第1条 (用語の定義)

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯された特約条項において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定義のある場合は、この限りではありません。

用語	定義
保険契約者	当社と保険契約を締結する当事者であって、保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うことになる者をいいます。
被保険者	この保険契約の補償の対象となる者をいい、賃貸住宅で生活する次の各号の者とします。 ①保険証券等に記載の被保険者 ②賃貸住宅に保険証券等に記載の被保険者と同居する者
賃貸住宅	保険証券等に記載の日本国内に所在する居住用(注)の建物または戸室をいい、これに附属する物置、車庫その他の付属建物を含みます。一の戸室が、被保険者を含め複数の者が共同で使用または管理する形態の賃貸借契約の対象である場合は、被保険者以外の者の専用使用部分を除き、その戸室全体を賃貸住宅として取り扱います。 (注)一の建物内に複数の構造上区分され独立して居住の用に供することができるものがあるときのその各部分をいいます。また、長屋造建物または共同住宅でない建物については、その建物とします。
敷地内	囲いの有無を問わず、賃貸住宅の所在する場所およびこれに連続する土地をいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
保険の目的	この保険契約の補償の対象となる家財をいいます。
家財	賃貸住宅内に収容されている生活用の動産をいいます。
貴金属・宝石等	貴金属、時計、カメラ、楽器、バッグ、宝玉、宝石およびこれらに類する物ならびに書画、骨とう、彫刻物その他美術品をいいます。
保険金額	保険契約において設定する契約金額のことをいい、この保険契約で対象となる損害が発生した場合に、当社が1回の事故に対して支払うべき保険金の限度額となります。
再調達価額	損害が発生した時および場所における家財と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する価額をいいます。
時価額	損害が発生した時および場所における家財の価額をいいます。
支払責任額	他の保険契約がないものとして算出された支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
損害	損傷により受ける経済的な不利益をいい、消防または避難に必要な処置によって家財について生じた損害を含みます。
損傷	有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗難、紛失および詐取は含みません。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破裂またはその現象をいいます。
給排水設備	賃貸住宅の機能を維持するために必要な水道管、排水管、貯水タンク、給水タンク、トイレの水洗用の設備、雨樋、浄化槽、スプリンクラー設備および装置、スノーダクト(屋根の積雪を熱で融かして排水する設備)等を含み、常設されておらずその都度排水の用に供する排水ホースの類を除きます。なお、流し台、風呂槽、洗濯機、皿洗器および洗面台等については、本体に連なる排水部分のみを給排水設備に含み、本体そのものは給排水設備に含みません。
貸主	賃貸借契約の貸與人をいい、転貸人を含みます。
暴動	群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

用語	定義
騒乱およびこれに類似の集団行動	群集または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
風災	台風、旋風、竜巻、暴風、暴風雨等の強風によって生じた事故をいいます。
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等によって生じた事故をいいます。
ひょう災	ひょう(積乱雲から降る大粒の氷)によって生じた事故をいいます。
雪災	豪雪、なだれ等によって生じた事故をいいます。ただし、融雪洪水によって生じた事故を除きます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
いたづら	第三者の行為により賃貸住宅または保険の目的に損害を受けたことをいいます。
第三者	被保険者および被保険者と生計を共にする同居人以外の者をいいます。
緊急宿泊費用	賃貸住宅が半壊または半壊以上もしくは床上浸水等で延べ床面積の50%以上が冠水し電気、ガス、上下水道の供給が停止した結果、日常生活を営む住居としての機能が著しく損なわれた場合や盗難やいたづらで賃貸住宅の窓や出入口が損傷し、安全に日常生活を営むことが出来なくなった場合に、止むを得ず一時的に宿泊施設を利用した場合の宿泊費用をいいます。
罹災転居費用	転居先の賃貸借契約に必要な諸費用および転居先への引越費用をいいます。
原状回復費用	賃貸借契約に基づいて、賃貸住宅を借用前の状態に回復するための費用をいいます。
原状回復義務	賃借人の居住、使用により発生した賃貸住宅の損耗のうち、賃借人の故意、過失、善良なる管理者の注意義務違反、その他通常の使用による損耗を超えるような損耗を復旧する義務をいいます。
告知義務	危機(注1)に関する重要な事項(注2)およびこの保険契約の引受範囲(注3)の認定に必要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。 (注1)損害発生の可能性をいいます。 (注2)他の保険契約等に関する事項を含みます。 (注3)当社が引受けできる保険契約の範囲に関する事項で、保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。
通知義務	保険契約締結後に契約内容に変更が生じた場合、保険契約者または被保険者が当社に速やかに連絡しなければならない義務をいいます。

第2章 保険金を支払う場合

第2条 (保険の目的の範囲)

(1) この保険で補償される物(以下「保険の目的」といいます)は、保険証券等に記載された賃貸住宅に収容されている家財とします。ただし、畳、建具等の建物の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の建物付属設備の内、被保険者が所有し、かつ、もっぱら職務の用に使用されていない物を含みます。また、敷地内の建物内において被保険者が携行または保管している物、エアコンの室外機、賃貸住宅に付属する洗濯機置場の洗濯機、賃貸住宅専用駐輪場内の自転車および賃貸住宅敷地内の洗濯物その他これらに類する物を含みます。

(2) 以下の各号に掲げるものは、保険の目的に含まれません。

- ①自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125CC以下の原動機付自転車を除く)、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイクおよびボート、カヌーを含む)および航空機その他これらに類する物、ならびにこれらの付属品
- ②通貨、預貯金証書、有価証券、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、小切手、印紙、切手、乗車券その他これらに類する物
- ③貴金属・宝石等で、1個または1組の再調達価額が30万円を超える物
- ④義歯、義肢またはコンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物
- ⑤動物および植物等の生物
- ⑥稿本、設計書、図案、雛形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑦テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの
- ⑧被保険者の職務の用に供される物および商品

(3) 第(2)項の規定にかかわらず、第(2)項第②号の通貨および預貯金証書に

盗難による損害が生じたときは、生活用のものに限り、保険の目的として取り扱います。

- (4) 第(2)項の規定にかかわらず、第(2)項第③号の貴金属・宝石等で盗難による損害が生じたときは、生活用のものに限り、保険の目的として取り扱います。

第3条(家財損害保険金)

当社は、次の各号に掲げる事故によって保険の目的について生じた損害に対して家財損害保険金を支払います。

- ①火災
- ②落雷
- ③破裂または爆発
- ④建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れによる損害を除きます。
- ⑤給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ
- ⑥騒じょうおよびこれに類似の集団行動(群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生じる状態であって、第40条(保険金を支払わない場合—その1・共通項目)第②号の暴動に至らないものをいいます)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

第4条(風水害損害保険金)

- (1) 当社は、風災やひょう災または雪災によって保険の目的を収容する賃貸住宅が損壊した結果、保険の目的が損害を受けた場合には、その損害に対して風水害損害保険金を支払います。
- (2) 当社は、水災によって保険の目的を収容する賃貸住宅が浸水した結果、保険の目的が損害を受けた場合には、その損害に対して風水害損害保険金を支払います。

第5条(盗難損害保険金)

- (1) 当社は、盗難によって保険の目的について生じた盗取、破損または汚損の損害に対して、盗難損害保険金を支払います。(ただし、被保険者が盗難を知った後ただちに所轄の警察署あてに盗難被害の届出をしたことを条件とします)
- (2) 当社は、賃貸住宅内に収容される通貨または預貯金証明書(預金証書または貯金証書をい)、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。以下同様とします)の盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、盗難損害保険金を支払います。ただし、通貨の盗難による損害については次の第①号、預貯金証書の盗難による損害については、次の第②号および第③号に掲げる事実があったことを条件とします。
 - ①被保険者が盗難を知った後ただちに所轄の警察署あてに盗難被害の届出をしたこと
 - ②被保険者が盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと
 - ③盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと
- (3) 当社は、被保険者が保険の目的を受領する前に、賃貸住宅建物に設置された宅配BOXや郵便ポスト等(注)から盗取された損害に対して、盗難損害保険金を支払います。ただし、被保険者が盗難を知った後ただちに所轄の警察署あてに盗難被害の届出をしたことを条件とします。

(注)受取人不在時、宅配便や郵便物等の荷物の受取を代行する賃貸住宅に据え置きで設置のロッカー型設備で、ダイヤル式、電子式などの方式により施錠され、受取人のみが荷物を取り出せる設備に限ります。

第6条(破汚損損害保険金)

当社は、第3条(家財損害保険金)から第5条(盗難損害保険金)に掲げる事故以外の不測かつ突発的な事故によって保険の目的について生じた損害に対して破汚損損害保険金を支払います。

第7条(修理費用保険金)

当社は、次の各号に掲げる事故により、賃貸住宅に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主(転賃人を含みます。以下同様とします)との契約に基づき、自己の費用でこれを修理する義務が生じたときは、その賃貸住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用に対して、修理費用保険金を支払います。ただし、賃貸借契約において修理の範囲の定めがない場合は国土交通省作成の「賃貸住宅標準契約書」に準拠し、火災、破裂または爆発の事故による損害については、被保険者が賃貸住宅の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合を除きます。

- ①火災
- ②落雷
- ③破裂または爆発
- ④賃貸住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来または水災もしくは第⑦号の事故による損害を除きます。
- ⑤給排水設備に生じた事故、または賃貸住宅を収容する住戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、水災または第⑦号の事故による場合を除きます。
- ⑥騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ⑦台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災。ただし、賃貸住宅の内部については、建物またはその窓、扉、その他の開口部が風災、ひょう災または雪災によって直接破損したために生じた損害に限ります。

⑧盗難

⑨第三者によるいたずら

第8条(修理費用拡張担保保険金)

当社は、次の各号に掲げる事故により、賃貸住宅に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との契約に基づき自己の費用でこれを修理する義務が生じたときは、その賃貸住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用に対して、修理費用拡張担保保険金を支払います。

- ①凍結によって破損した賃貸住宅の専用水道管の損害
- ②ガラスに生じた寒暖差による熱割れ損害
- ③被保険者の過失により破損した賃貸住宅の洗面化粧台の損害

第9条(修理費用破汚損担保保険金)

当社は、第7条(修理費用保険金)、第8条(修理費用拡張担保保険金)に掲げる事故で損害保険金が支払われる場合を除き、不測かつ突発的な偶然の事故により、賃貸住宅に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との契約に基づき自己の費用でこれを修理する義務が生じたときは、その賃貸住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用に対して、修理費用破汚損担保保険金を支払います。

第10条(罹災費用保険金)

当社は、第3条(家財損害保険金)、第4条(風水害損害保険金)、第5条(盗難損害保険金)が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の目的が損害を受けたために生ずる費用に対して、罹災費用保険金を支払います。

第11条(残存物撤去費用保険金)

当社は、第3条(家財損害保険金)または第4条(風水害損害保険金)が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用(取り壊し費用、取り片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物撤去費用」といいます)に対して残存物撤去費用保険金を支払います。

第12条(緊急宿泊費用保険金)

当社は、第3条(家財損害保険金)、第4条(風水害損害保険金)、第5条(盗難損害保険金)に掲げる事故により、賃貸住宅が安全に日常生活を営むための住居としての機能が著しく損なわれた場合に、臨時に生じる宿泊費用に対して緊急宿泊費用保険金を支払います。

第13条(罹災転居費用保険金)

当社は、第3条(家財損害保険金)または第4条(風水害損害保険金)が支払われる場合において、賃貸住宅が日常生活を営むための住居としての機能が著しく損なわれ、賃貸住宅に居住できなくなった結果、事故の日からその日を含めて30日以内に被保険者が負担した転居費用に対して罹災転居費用保険金を支払います。

第14条(ドアロック交換費用保険金)

当社は、第5条(盗難損害保険金)が支払われる場合において、その盗難がドアロックの破損を伴わず開錠されたこと(いわゆるピッキングによる盗難をいいます)による場合または賃貸住宅の鍵を盗難された場合には、同様な事故を防止する目的で事故の日から30日以内に支出したドアロックの交換に必要な費用(以下「ドアロック交換費用」といいます)に対して、ドアロック交換費用保険金を支払います。

第15条(孤立死原状回復費用保険金)

- (1) 当社は、賃借人である被保険者が賃貸住宅内で孤立死(注1)したことを直接の原因として賃貸住宅が損傷を受け、または賃貸住宅内に家財が残置されたことにより、被保険者に代わって賃貸住宅の原状回復費用を負担した者(注2)に対して、孤立死原状回復費用保険金を支払います。

(注1)社会的に孤立した結果、誰にも看取られることなく賃貸住宅内で死亡し、死後しばらくしてから遺体が発見された場合をい、死亡に至った原因は問いません。

(注2)他の被保険者、被保険者の法定相続人、相続財産法人、相続財産管理人をいいます。
- (2) 当社が第(1)項の規定に基づき保険金を支払った場合において、普通保険約款第76条(代位)の規定はこれを適用せず求償権を行使しません。

第16条(遺品整理費用保険金)

- (1) 当社は、賃借人である被保険者が賃貸住宅外で死亡したことにより、賃貸住宅の賃貸借契約等が終了する場合において、その被保険者に代わって遺品整理を行うべき者(注1)が、被保険者の遺品整理のための費用(注2)を負担したとき、その費用に対して、この約款に従い、遺品整理費用保険金を支払います。

(注1)他の被保険者、被保険者の法定相続人、相続財産法人、相続財産管理人をいいます。

(注2)賃貸住宅を貸主に明け渡し可能な状態に復するために遺品を整理、廃棄、売却または運送するために必要な費用とし、保管のために必要な費用は、遺品の整理または運送のために行う30日以内の一時的な保管のための費用に限り含みます。
- (2) 当社が第(1)項の規定に基づき保険金を支払った場合において、普通保険約款第76条(代位)の規定はこれを適用せず求償権を行使しません。

第17条(借家人賠償責任保険金)

当社は、被保険者の責めに帰す事由に起因する次の各号に掲げる事故により、賃貸住宅に損害を与えた場合において、被保険者が賃貸住宅についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、保険金を支払います。

- ①火災

②破裂または爆発

第18条(個人賠償責任保険金)

当社は、被保険者が賃貸住宅の使用または管理に起因する偶然な事故、または被保険者の日本国内における日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損傷に対して法律上の賠償責任を負担することによって損害を被ったとき、個人賠償責任保険金を支払います。

第19条(家財損害保険金の支払額)

当社が第3条(家財損害保険金)として支払う損害の額は、再調達価額によって定め、1回の事故につき保険証券等に記載の家財損害保険金額を限度とし、損害の額を支払います。

第20条(風水害損害保険金の支払額)

当社が第4条(風水害損害保険金)として支払う損害の額は、再調達価額によって定め、1回の事故につき保険証券等に記載の風水害損害保険金額を限度とし、損害の額を支払います。

第21条(盗難損害保険金の支払額)

- (1) 当社が第5条(盗難損害保険金)として支払う損害の額は、時価額によって定め、1回の事故につき保険証券等に記載の盗難損害保険金額を限度とし、損害の額を保険金として支払います。
 - (2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の目的を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、第(1)項の損害の額に含まれるものとします。
 - (3) 通貨の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、賃貸住宅ごとに10万円を限度とし、その損害の額を盗難損害保険金として支払います。
 - (4) 預貯金証書の盗難の場合には、当社は1回の事故につき、賃貸住宅ごとに100万円または盗難損害保険金のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を盗難損害保険金として支払います。
 - (5) 貴金属・宝石等の盗難の場合で1個または1組の損害の額が30万円を超えるときは、損害の額を30万円とみなし、30万円または盗難損害保険金のいずれか低い額を限度として盗難損害保険金として支払います。ただし1回の事故により貴金属・宝石等の損害の額(注)の合計額が60万円を超える場合は、60万円または盗難損害保険金のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を盗難損害保険金として支払います。
- (注) 1個または1組の損害の額が30万円を超える場合は30万円とみなした後の額とします。

第22条(破汚損損害保険金の支払額)

当社が第6条(破汚損損害保険金)として支払う損害の額は、再調達価額によって定めた損害の額から3万円の免責金額を差し引いた額とします。ただし、1回の事故につき50万円を限度とします。

第23条(修理費用保険金の支払いの対象となる修理費用の範囲)

賃貸住宅を実際に修理した費用のうち、次の各号に掲げるもの以外の修理費用とします。

- ①壁、柱、床、はり、屋根、階段等の賃貸住宅建物の主要構造部
- ②玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の他の居住者との共同の利用に供されているもの。ただし、一の戸室が、被保険者を含め複数の者が共同で使用または管理する形態の賃貸借契約の対象である場合は除きます。

第24条(修理費用保険金の支払額)

当社が第7条(修理費用保険金)として支払う保険金の額は、修理費用の額とし、1回の事故につき100万円を限度とします。

第25条(修理費用拡張担保保険金の支払額)

当社が第8条(修理費用拡張担保保険金)として支払う保険金の額は、修理費用の額とし、1回の事故につき10万円を限度とします。

第26条(修理費用破汚損担保保険金の支払額)

当社が第9条(修理費用破汚損担保保険金)として支払う保険金の額は、修理費用の額とし、1回の事故につき50万円を限度とします。

第27条(罹災費用保険金の支払額)

当社が第10条(罹災費用保険金)として支払う保険金の額は、第3条(家財損害保険金)、第4条(風水害損害保険金)、第5条(盗難損害保険金)のそれぞれの事故により支払われる保険金の10%に相当する額を支払います。

第28条(残存物撤去費用保険金の支払額)

当社は、第11条(残存物撤去費用保険金)として支払う保険金の額は、家財損害保険金または風水害損害保険金の5%に相当する額を限度として、実際に要した残存物撤去費用の額を支払います。

第29条(緊急宿泊費用保険金の支払額)

当社は、第12条(緊急宿泊費用保険金)として支払う額は、緊急宿泊費用の実費とします。ただし、1室1泊につき3万円かつ14泊までとし、1回の事故につき20万円を限度とします。

第30条(罹災転居費用保険金の支払額)

当社は、第13条(罹災転居費用保険金)として支払う額は、転居先の賃貸借契約に必要な諸費用(注)および転居先への引越費用の実費とします。ただし、1回の事故につき30万円を限度とします。
(注) 礼金および仲介手数料等の費用をいい、家賃および共益費等や敷金、保証金その他の返還性のある一時金を除きます。

第31条(ドアロック交換費用保険金の支払額)

当社は、第14条(ドアロック交換費用保険金)として、1回の事故につき、賃貸住宅ごとに3万円を限度として実費を支払います。

第32条(孤立死原状回復費用保険金の支払額)

当社は、第15条(孤立死原状回復費用保険金)として、100万円を限度に原状回復費用の実費を支払います。

第33条(遺品整理費用保険金の支払額)

当社は、第16条(遺品整理費用保険金)として、50万円を限度に遺品整理費用の実費を支払います。

第34条(借家人賠償責任保険金の支払いの範囲)

当社が支払う借家人賠償責任保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限り、

- ①被保険者が賃貸住宅の貸主に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがあるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
- ②損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の仲裁、和解または調停に要した費用(弁護士報酬を含みます。)
- ③損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

第35条(借家人賠償責任保険金の支払額)

当社が1回の事故につき支払う借家人賠償責任保険金の額は、100万円を限度に次の各号の金額の合計額とします。

- ①第34条第①号に規定する損害賠償金の額
- ②第34条第②号から第③号までに規定する費用についてはその全額

第36条(個人賠償責任保険金の支払いの範囲)

当社が支払う個人賠償責任保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限り、

- ①被保険者が被害者に支払う損害賠償金(弁済によって代位取得するものがあるときは、その価額を控除したもの)
- ②損害を防止または軽減するために必要または有益と認められた手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ当社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
- ③被保険者が第4章(一般条項)第62条(損害発生の場合のお手続き)第(4)項の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
- ④被保険者が当社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
- ⑤第4章(一般条項)第63条(当社による損害賠償責任の解決)の規定により、被保険者が当社の要求に従い、協力するために直接要した費用

第37条(個人賠償責任保険金の支払額)

当社が1回の事故につき支払う個人賠償責任保険金の額は、100万円を限度額とし、次の各号の金額の合計額とします。

- ①第36条第①号の規定により計算した損害額
- ②第36条第②号から第⑤号に規定する費用についてはその全額

第38条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

(1) この保険契約により保険金を支払う損害または費用に対して、他の保険契約(特定保険業者および保険業法適用除外業者の共済を含む、以下同じ)がある場合には、他の保険契約がないものとして算出された支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに支払限度額をこえるときは、次の各号によって計算した額を、保険金として支払います。

- ①他の保険契約から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ②他の保険契約からの保険金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) 損害が2種類以上の事故によって生じたときは、同種の事故による損害について、第(1)項の規程をおのおの別に適用します。

第39条(保険金が重複した場合の支払額)

(1) この保険契約の普通保険約款および付加された特約条項において、1回の事故により複数の保険金が重複して支払われる場合、当社が支払う保険金の合計額は、1回の事故につき同一の被保険者に対して100万円を限度とします。

(2) 第17条(借家人賠償責任保険金)または第18条(個人賠償責任保険金)が、第(1)項の事故の際に、同時に重複して支払われる場合は、第17条(借家人賠償責任保険金)と第18条(個人賠償責任保険金)に係る保険金で1000万円、その他の保険金で1000万円の合計2000万円を限度額とします。

第3章 保険金を支払わない場合

第40条(保険金を支払わない場合—その1—共通項目)

当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、全ての保険金を支払いません。

- ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染されたものの放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故

第41条(保険金を支払わない場合—その2—家財損害保険金、風水災損害保険金、破汚損損害保険金)

(1) 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、家財損害保険金、風水災損害保険金、破汚損損害保険金を支払いません。

- ① 被保険者もしくはこれらの者の法定代理人の重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取る場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取る金額については除きます。
- ③ 第3条(家財損害保険金)第①号から第⑥号までの事故の際における保険の目的の紛失または盗難
- ④ 保険の目的の置き忘れまたは紛失および不注意による廃棄
- ⑤ 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。
- ⑥ 保険の目的の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、ひび割れ、はがれ、発酵もしくは自然発熱の損害、臭気その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
- ⑦ 保険の対象に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑧ 保険の目的のすり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷または保険の目的の汚損(落書きを含みます)であって、機能に支障をきたさない損害
- ⑨ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的または機械的事故によって生じた損害
- ⑩ 詐欺または横領によって生じた損害
- ⑪ 土地の沈下、隆起、移動または振動等によって生じた損害
- ⑫ 保険の目的が賃貸住宅外にある間に生じた損害。ただし、第2条(保険の目的の範囲)第(1)項に規定する物を除きます。

(2) 当社は、携帯電話、PHS等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書の携帯型電子機器およびこれらの付属品に対しては、第6条の破汚損損害保険金を支払いません。

第4.2条(保険金を支払わない場合—その3・盗難損害保険金)

当社は、自転車または総排気量が125CC以下の原動機付自転車の盗難に対しては、盗難損害保険金を支払いません。ただし、賃貸住宅に付属する専用駐輪場または賃貸住宅が一戸建の場合の敷地内から盗難された場合を除きます。

第4.3条(保険金を支払わない場合—その4・修理費用保険金、修理費用拡張担保保険金、修理費用破汚損担保保険金)

当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、修理費用保険金、修理費用拡張担保保険金、修理費用破汚損担保保険金を支払いません。

- ① 被保険者、賃貸住宅の貸主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者またはその者の法定代理人の故意または重大な過失または法令違反。ただし、その者とは別の者が受け取る金額についてはこの限りではありません。
- ③ 被保険者または賃貸住宅の貸主が所有しまたは運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- ④ 被保険者が賃貸住宅を貸主に引き渡した後に発見された賃貸住宅の損害
- ⑤ 賃貸住宅の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、ひび割れ、はがれ、臭気その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
- ⑥ 賃貸住宅の壁、柱、床等に生じた擦損、かき傷、落書き、塗料のはく落その他単なる外観上の損傷であって、賃貸住宅の機能に支障ない損害
- ⑦ 保険の対象に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑧ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的または機械的事故によって生じた損害
- ⑨ 風、雨、雪、ひょう、砂じんその他これらのものの吹き込み、浸み込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害。ただし、風、雪、ひょうにより賃貸住宅が破損し、その破損部分から賃貸住宅の内部に吹き込むことによって生じた損害については除きます。
- ⑩ 障子、襖、壁紙等の表具や壁等の表面に貼られた布や紙のみの損害および表面への落書き等による汚損

第4.4条(保険金を支払わない場合—その5・孤立死原状回復費用保険金、遺品整理費用保険金)

当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、孤立死原状回復費用保険金、遺品整理費用保険金を支払いません。

- ① 賃貸住宅に生じた心理的瑕疵(注)のみを事由とする原状回復費用
(注) 賃貸住宅自体に損害はないが、賃貸住宅を使用するに際して、心理的な嫌悪感がある欠陥をいいます。
- ② 被保険者でない者が賃貸借契約に基づき負担した遺品整理費用。ただし、他の被保険者が受け取る金額についてはこの限りではありません。
- ③ 賃貸住宅を貸主に引き渡した後に発見された賃貸住宅の損害および遺品に係る原状回復費用、遺品整理費用

第4.5条(保険金を支払わない場合—その6・借家人賠償責任保険金)

当社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

- ① 被保険者と賃貸住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ② 被保険者が賃貸住宅を貸主に引き渡した後に発見された賃貸住宅の損壊に起

因する損害賠償責任

- ③ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

第4.6条(保険金を支払わない場合—その7・個人賠償責任保険金)

当社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 被保険者が職務に使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の職務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物(受託品を含みます)の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対しての損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます)または銃刀(銃砲刀剣類所持等取締法で定められた銃刀類)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑩ 臭気、排気(煙を含みます)または廃棄物によって生じた損害賠償責任
- ⑪ 給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他既設の設備・装置類の欠陥、劣化またはさびに起因する損害賠償責任

第4章 一般条項

第4.7条(保険証券発行の省略)

- (1) 当社はこの保険契約では、原則として保険証券の発行を省略します。
- (2) (1)により保険証券の発行を省略した場合、当社のホームページにあるお客さま専用ページにご契約内容として表示した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この約款およびこの約款に付帯される特約の規定を適用します。
- (3) (1)の規定にかかわらず、保険契約者が、当社に対して保険証券の発行を請求された場合には、当社は速やかに保険証券を発行します。

第4.8条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当社の保険責任は、保険期間開始日の午前0時に始まり、満了日の午後12時に終了するものとします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4.9条(保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は保険契約申込の際に、保険料月払特約等の保険料の払込に関する特約が付帯された場合を除き、保険料の全額を一括して当社に払い込むものとします。
- (2) 保険料は、当社が特に指定した場合を除き、現金で当社の代理店に払い込むものとします。

第5.0条(告知義務および告知義務違反による保険契約の解除)

- (1) 保険契約者、被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 第(2)項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① 第(2)項の告げたことが事実となった場合。
 - ② 当社または当社代理店が保険契約締結の際、第(2)項の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第3条から第1.8条の事故による損害が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、訂正の申し出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が、第(2)項の規定による解除の原因があることを知ったときから1ヶ月を経過した場合、または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合。
- (4) 第(2)項の規定による解除が、第3条から第1.8条の事故による損害が発生した後になされた場合であっても、当社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社はその返還を請求することができます。この規定は、第(6)項の規定を適用しません。
- (5) 第(4)項の規定は、第(2)項の事実に基づかず発生した第3条から第1.8条の事故による損害については適用しません。
- (6) 第(2)項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5.1条(ご契約後の通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではありません。
- (注)告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
- (2) 当社は、賃貸住宅の用途を住居用以外へ変更した場合は、保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合において、既に保険金をお支払いしていたときは、その返還を請求することができます。この規定は、第(3)項の規定を適用しません。
- (3) 第(2)項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第52条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券等に記載の住所または通知先を変更したときは、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第53条(保険契約が無効となる場合)

- (1) 次の各号に掲げる事由に該当する場合は、本保険契約は無効となります。
- ① 保険契約者または被保険者が、保険の目的にすでに損害が生じ、またはその原因となるべき事故が既に発生したことを知っていたとき
- ② 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得する目的をもって保険契約を締結したとき
- (2) 第(1)項に定める事由によって本保険契約が無効となった場合には、当社は、保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、当社は、その全額について返還請求できるものとします。

第54条(保険契約が失効となる場合)

保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事実が発生したときに、保険契約は失効します。

① 保険の目的の全部が滅失した場合

② 保険の目的の全部を譲渡した場合

第55条(保険契約者による保険契約の解約)

- (1) 保険契約者は、当社に対する当社所定の書面による通知あるいは個人契約に限り当社ホームページのお客さま専用ページ所定の専用メール送信をもって、この保険契約を解約することができます。
- (2) 第(1)項の規定による保険契約の解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第56条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者もしくはこれらの者の代理人の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第57条(重大事由による解除)

- (1) 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 第①号から第③号に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、第①号から第③号の事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) 当社は、被保険者が第(1)項第③号アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。
- (注) 被保険者が複数である場合には、その被保険者に係る部分とします。
- (3) 第(1)項または第(2)項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第(1)項第①号から第④号までの事由または第(2)項の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社はその返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が第(1)項第③号アからオまでのいずれかに該当することにより第(1)項または第(2)項の規定による解除がなされた場合には、第(3)項の規定は、次の各号の損害については適用しません。
- ① 第(1)項第③号アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② 第(1)項第③号アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第58条(保険金額の調整)

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者、被保険者およびこれらの者の代理人が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の目的の価額が著しく減少した場合は、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第59条(保険料の返還または請求)

- (1) 当社は、第50条(ご契約時の告知義務)第(2)項の規定により、当社が保険契約を解除したときは、解除日より起算した「未経過残月数」(「未経過残月数」とは、本約款の定めにより本保険契約の解約日、解除日または失効日より起算して、当該保険契約の保険期間満了日までの期間を月単位にして得た月数をいいます。この場合、1ヶ月に満たない端数月についてはこれを切り捨てるものとします。以下同様とします)に対応する保険料を返還します。
- (2) 当社は、第50条(ご契約時の告知義務)第(1)項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当社は、第51条(ご契約後の通知義務)第(3)項の規定により、当社が保険契約を解除したときは、解除日より起算した「未経過残月数」に対応する保険料を返還します。
- (4) 当社は、保険契約者が第(2)項の追加保険料の支払いを怠った場合(当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその支払いがなかった場合に限り)は、保険契約者に対する書面の通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合、当社は保険金をお支払いしません。既に保険金を支払っている場合は、その返還を請求することができます。
- (5) 当社は、第53条(保険契約が無効となる場合)第(1)項の場合は保険料を返還しません。ただし、当社が、保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたにも係らず、保険契約を締結した場合は、保険料の全額を返還します。
- (6) 当社は、第54条(保険契約が失効となる場合)の場合は、失効日より起算した「未経過残月数」に対応する保険料を返還します。
- (7) 当社は、第55条(保険契約者による保険契約の解約)第(1)項の規定により、保険契約者が保険契約を解約したときは、解約日より起算した「未経過残月数」に対応する保険料を返還します。
- (8) 第56条(保険契約の取消し)の規定により、当社がこの保険契約を取り消した場合には、当社は保険料を返還しません。
- (9) 第57条(重大事由による解除)第(1)項第①号の規定により、当社が保険契約を解除したときは、解除日より起算した「未経過残月数」に対応する保険料を返還します。
- (10) 第57条(重大事由による解除)第(1)項第②号から第④号の規定により、当社が保険契約を解除したときは、解除日より起算した「未経過残月数」に対応する保険料を返還します。
- (11) 第58条(保険金額の調整)第(1)項の規定により、保険契約者がこの保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (12) 第58条(保険金額の調整)第(2)項の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、既に払い込まれた保険料のうち、減額する保険金額に相当する保険料から、当該保険料につき減額日より起算した「未経過残月数」に対応する保険料を返還します。

第60条(保険料の増額または保険金の削減)

- (1) 当社は、巨大災害等の発生により、保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められた場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。
- (2) 当社は、保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余年分における保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。
- (3) 第(1)項および第(2)項の適用を行う場合は、保険契約者に書面にて速やかに通知します。

第61条(保険契約の継続)

- (1) 当社は、この保険契約を継続する際には、保険契約満期日の60日前までに、継続契約の保険金額および保険料を記載した書面(以下「継続案内書」といいます。)もしくは継続案内書と同一の内容を記録した電磁的データを保険契約者に送付します。
- (2) 第(1)項の継続案内書もしくは電磁的データの記載内容に変更すべき事項があるときは、保険契約者は、この保険契約の満了する日の30日前までに、書面もしくは電子メールにて当社に通知しなければなりません。この場合の通知については、第50条(ご契約時の告知義務)の規定を適用します。
- (3) 当社は、第(1)項の規定により継続案内書もしくは電磁的データを送付した場合において、保険契約者より、この保険契約の満了する日の前日までに、特段の意思表示がない場合には、継続案内書もしくは電磁的データの記載内容と同一の内容で保険契約を継続します(以下「継続契約」といいます。)。以後、継続契約が満了する都度同様とします。
- (4) 当社は、保険契約を継続した場合には、継続契約に関わる保険証券等を保険契約者に交付します。

- (5) 継続契約に適用する保険料は、各継続契約の初日における当社の保険料の算出方法により計算します。
- (6) 継続契約に適用する普通保険約款および保険料は、各継続契約の初日におけるものとします。
- (7) 当社は、保険契約を継続するにあたり、収支予測、その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。
- (8) 当社は、この商品が不採算となり、継続契約の引受けが困難となった場合は、その契約の継続を引き受けないことがあります。
- (9) 当社は、第(7)項および第(8)項の適用を行う場合は、保険契約者に書面にて速やかに通知します。

第6 2条 (損害発生の場合のお手続き)

- (1) 保険契約者または被保険者は、第3条から第18条の事故が生じたことを知ったときは、これを当社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 当社は、第(1)項の通知を受けたときは、事故が生じた賃貸住宅を調査すること、または収容されていた保険の目的物の全部もしくは一部を調査すること、もしくは保険の目的物を他に転載することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく第(1)項の規定に違反したときは、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。
- (4) 保険契約者または被保険者は、第17条(借家人賠償責任保険金)、第18条(個人賠償責任保険金)の事故が生じたことを知ったときは、次の各号の手続きをとらなければなりません。
 - ① 損害につき、第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること。
 - ② 損害賠償責任の全部または一部を、被害者に対して承認しようとするときは、あらかじめ当社の承認を得ること。
 - ③ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、直ちに書面をもって当社に通知すること。
 - ④ 損害賠償金の額が確定したときは、これを遅滞なく当社に通知し、かつ、保険金請求書および損害賠償金の額または費用を証明する書類に当社の要求するその他の書類を当社に提出すること。
- (5) 当社は、保険契約者または被保険者が、第(4)項第①号または第②号の手続きを怠ったときは、第三者から損害の賠償を受けることができたとあろう額、または被保険者に損害賠償責任がないと認められた額を差し引いて、保険金の額を決定します。
- (6) 当社は、第(4)項第①号の場合において、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために、保険契約者または被保険者が支出した必要または有益な費用(以下「権利保全費用」といいます。)を負担します。ただし、第3章(保険金を支払わない場合)に掲げる事由に該当しないときに限ります。
- (7) 第38条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)第(1)項の規定は、第(6)項に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。

第6 3条 (当社による損害賠償責任の解決)

- (1) 当社は、必要と認めるときは、損害賠償責任の解決に当たることができません。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2) 当社は、被保険者が、正当な理由がなく第(1)項の協力に応じないときは、保険金をお支払いしません。

第6 4条 (損害防止義務および損害防止費用)

- (1) 保険契約者または被保険者は、本約款の保険金を支払う場合の事故が生じたときは、損害の防止または軽減に努めなければなりません。
- (2) 第(1)項の場合において、保険契約者または被保険者が、第3条(家財損害保険金)第①号から第③号までの損害の防止または軽減のために必要または有益な費用を支出した場合において、当社は、次の各号に掲げる費用に限り、これを負担します。
 - ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - ② 消火活動に使用したことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着用物を含みます)の修理費用または再取得費用
 - ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます)
- (3) 保険契約者および被保険者が故意または重大な過失によって第(1)項の義務を怠ったときは、当社は、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額を差し引いて、保険金の額を決定します。
- (4) 第38条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)第(1)項の規定は、第(2)項に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。
- (5) 当社は、第(2)項の負担金と第19条から第37条の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、第(2)項の負担金をお支払いします。

第6 5条 (保険金の請求)

- (1) 保険金を請求できる者は、被保険者もしくは被保険者の法定相続人または委任を受けた代理人(以下「保険金請求人」という)とします。
- (2) 当社に対する保険金請求権は、第3条から第18条の事故による損害が発生したときから発生し、これを行使することができるものとします。
- (3) 保険金請求人が保険金の支払を請求する場合は、次の各号の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 損害見積書

- ③ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ④ 他の保険契約の有無および内容(既に当該保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。)を確認するための書面
- ⑤ その他、当社が第66条(保険金をお支払いする時期)第(1)項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に、当社が交付する書面等において定めたもの
- (4) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険金請求人に対して、第(3)項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、保険金請求人は当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 保険金請求人が、正当な理由がなく第(4)項の規定に違反した場合または第(3)項もしくは第(4)項の書類に不実の記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

第6 6条 (保険金をお支払いする時期)

- (1) 当社は、保険金請求人が第65条(保険金の請求)第(3)項の手続きを完了した日(以下、「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の各号の事項の確認を終え、保険金をお支払いします。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(保険価額を含みます。)および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ 第①から第④号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について保険金請求人が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) 第(1)項の確認をするため、次の各号に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第(1)項の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - ① 第(1)項第①号から第④号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます) 180日
 - ② 第(1)項第①号から第④号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における第(1)項各号の事項の確認のための調査 60日
 - ④ 第(1)項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) 第(1)項または第(2)項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険金請求人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、第(1)項または第(2)項の期間に算入しないものとします。
- (4) 当社は、第(1)項または第(2)項に規定した期日を超えて保険金をお支払いする場合は、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金をお支払いします。

第6 7条 (残存物および盗難品の所有権)

- (1) 当社が第3条(家財損害保険金)の保険金を支払ったときでも、保険の目的の残存物の所有権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、当社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の目的について、当社が第5条(盗難損害保険金)の保険金を支払う前にその保険の目的が回収されたときは、第21条(盗難損害保険金の支払額)第(2)項の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 盗取された保険の目的について当社が第5条(盗難損害保険金)の保険金を支払ったときは、その保険の目的の所有権は、保険金の時価額に対する割合によって、当社に移転します。
- (4) 第(3)項の規定に係わらず、被保険者は、支払を受けた盗難損害保険金に相当する額を当社に支払って、その保険の目的の所有権を取得することができます。

第6 8条 (保険金お支払い後の保険金額および保険契約)

- (1) 当社が保険金をお支払いした場合においては、この保険契約の保険金額は減額されません。
- (2) 第3条(家財損害保険金)の保険金の支払額が、1回の事故につき保険金額の100%に相当した場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

第6 9条 (損害発生後の保険の目的の滅失)

当社は、事故による損害が発生したときは、当該損害に係る保険の目的が、当該損害の発生後に、事故によらずに滅失したときであっても、当該保険金をお支払いします。

第70条(先取特権)

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注-1)について先取特権を有します。

(注-1) 第17条(借家人賠償責任保険)、第18条(個人賠償責任保険)に係る保険金請求権とします。

(2) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合に、保険金の支払いを行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償の賠償をした後に、当社から被保険者に被保険者が賠償した金額を限度に支払う場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が第(1)項の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害を賠償する前に、当社が被保険者に損害賠償保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(注-2)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはありません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または第(2)項第③号の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、第(2)項第①号または第④号の規定により被保険者が当社に対して賠償責任保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注-2) 第34条(借家人賠償責任保険金の支払いの範囲)、第36条(個人賠償責任保険金の支払いの範囲)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第71条(損害賠償請求権者による直接請求権)

(1) 損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して損害賠償額(注-1)の支払を直接請求することができます。

(注-1) 第17条(借家人賠償責任保険金)、第18条(個人賠償責任保険金)に係る保険金請求権とします。

(2) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して損害賠償額(注)の支払いを行うものとします。

(注) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償の額より、被保険者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償金の額を差し引いた額とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が当社に対し損害賠償額を直接請求する代わりに、被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - (a) 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - (b) 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと
- (3) 当社は、第(1)項の請求がなされた場合に、損害賠償請求者に対して第17条(借家人賠償責任保険金)、第18条(個人賠償責任保険金)に定める保険金をお支払いします。ただし、1,000万円を限度とします。
- (4) 当社は、損害賠償請求権者による賠償責任額の請求が、被保険者の保険金の請求と競合した場合は、損害賠償請求権者に対して優先して、損害賠償額をお支払いします。
- (5) 第(2)項の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金をお支払いしたものとみなします。

第72条(損害賠償請求権者による損害賠償金の請求およびお支払いする時期)

損害賠償請求権者が第71条(損害賠償請求権者による直接請求権)の規定により保険金の支払を請求する場合は、第62条(損害発生のお手続き)、第65条(保険金の請求)、および第66条(保険金をお支払いする時期)の規定を準用します。

第73条(賃貸人による原状回復費用に係る債権額に対する直接請求権)

(1) 当社は、賃借人である被保険者が死亡したことにより、賃貸住宅の賃貸借契約が終了する場合において、被保険者に代わって賃貸住宅の原状回復義務または賃貸借契約に基づく原状回復費用の負担を負う者(注-1)が原状回復を履行せず、やむを得ず賃貸人がその原状回復費用を負担した場合(注-2)に生ずるその者への不当利得に基づく返還請求または賃貸借契約に基づく費用償還請求について、原状回復費用を負担した賃貸人に直接、原状回復費用に係る債権額に対し保険金相当額(注-3)を支払います。

(注-1) 他の被保険者、法定相続人、相続財産法人、相続財産管理人をいいます。

(注-2) 孤立死発見日または被保険者の死亡の日から30日以内に賃貸住宅を原状回復すべき者が原状回復を履行しない場合を指します。

(注-3) 第15条(孤立死原状回復費用保険金)、第16条(遺品整理費用保険金)に係る保険金に限ります。賃貸人は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度(注-4)において債権額を直接請求することができます。

(注-4) 当社が認定する不当利得または費用の額で、第32条(孤立死原状回復費用保険金の支払額)、第33条(遺品整理費用保険金の支払額)に定める額を上限とし、賃貸人が実際に負担した額をいいます。

(2) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合に、賃貸人に対して保険金の支払いを行うものとします。

- ① 被保険者が賃貸人に対して負担する法律上の不当利得の額または原状回復費用の額について、被保険者に代わって賃貸住宅の原状回復義務または賃貸借契約に基づく原状回復費用の負担を負う者と賃貸人との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が賃貸人に対して負担する法律上の不当利得の額または原状回復費用の額について、被保険者に代わって賃貸住宅の原状回復義務または賃貸借契約に基づく原状回復費用の負担を負う者と賃貸人との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 賃貸人が当社に対し不当利得の返還または原状回復費用を直接請求する代わりに、被保険者に対する不当利得返還請求権または費用償還請求権を行使しないことを被保険者に代わって賃貸住宅の原状回復義務または賃貸借契約に基づく原状回復費用の負担を負う者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - (a) 被保険者またはその全ての法定相続人の破産または生死不明
 - (b) 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと
- (3) 当社が賃貸人に対して保険金の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金をお支払いしたものとみなします。

第74条(保険金請求権の行使期間)

(1) 保険金請求権は、保険の対象に損害が生じたときの翌日から起算して3年を経過した場合には、これを行使することはできません。

(2) 第17条(借家人賠償責任保険金)、第18条(個人賠償責任保険金)の規定による請求権は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任保険の額について、被保険者と損害賠償責任権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 賠償責任請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合。

第75条(保険金の受取人指定)

保険金を受け取るべきときに、保険金請求人より被保険者と異なる者を受取人に指定する旨の申し出があった場合は、保険金の支払指図書を当社に提出し、当社が承認した上で他の受取人に保険金を支払います。

第76条(代位)

(1) 損害が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の各号の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額を全部を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② 第①号以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) 第(1)項第②号の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する前各項の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第77条(破産)

(1) 当社が破産手続開始の決定を受けたときは、保険契約者は保険契約を解除することができます。

(2) 保険契約者が第(1)項の規定による保険契約の解除をしなかったときは、当該保険契約は、破産手続開始の決定の日から3ヶ月を経過した日に失効します。

第78条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第79条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令によることにします。

特約条項

第1章 地震災害費用保険金

第1条(用語の定義)

用語	定義
----	----

地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
全損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の再調達価額の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。 (家財の場合) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上である損害をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、普通保険約款第40条(保険金を支払わない場合—その1・共通項目)に係わらず、家財を収容する建物が地震等で全損となった場合、当該事故により家財が全損となったときに、地震災害費用保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

当社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条(保険金の支払額)

地震災害費用保険金として支払う額は、1回の事故につき20万円とします。

第5条(2以上の地震等の取扱い)

第4条において、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

第6条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

第2章 ペット諸費用保険金

第1条(用語の定義)

用語	定義
ペット	被保険者が賃貸住宅で愛玩用として飼育している動物で、動物病院等で獣医師の治療を受けた場合やペットホテル等を有償で利用した場合、その証明ができる動物をいいます。
動物病院等	獣医療法第2条第2項に定める、獣医師が飼育動物の診療の業務を行う施設をいいます。ただし、家畜・家禽といった生産物が経済上の利益をもたらすいわゆる「産業動物」を専ら診療する施設を除きます。
獣医師	獣医師法に基づき、獣医師免許証を交付された獣医師をいいます。
ペットホテル等	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に基づき、第一種動物取扱業者としての登録を受け、有償で顧客の動物を預かるペットホテルおよびペットシッターをいいます。
ペット可物件	賃借人がペットを飼育することを賃貸借契約やペット飼育規約などで認められている賃貸住宅をいいます。
葬祭費用	ペットの葬儀、埋葬に係わる費用をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、普通保険約款第3条から第5条までの事故(以下「事故」といいます)により、損害保険金が支払われる場合、以下の各号の被保険者が負担した費用に対して、ペット諸費用保険金を支払います。この場合、普通保険約款第2条(保険の目的の範囲)第(2)項第⑤号の規定はペット諸費用保険金に対しては適用しません。

- ①事故によりペットが受傷し、事故の日から30日以内に負担したペットに係わる治療費
- ②事故によりペットを飼育していた被保険者が傷害を被り、入院した場合にペットをペットホテル等に預けたことにより発生したペットホテル等の宿泊費用
- ③事故による受傷を直接の原因として、事故の日から30日以内にペットが死亡した場合の葬祭費用

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1)普通保険約款第40条(保険金を支払わない場合—その1・共通項目)の規定は、第2条(保険金を支払う場合)のペット諸費用保険金について準用します。
- (2)ペット可物件ではない賃貸住宅で飼育されたペットについて、当社は保険金を支払いません。

第4条(保険金の支払額)

当社が、第2条(保険金を支払う場合)で支払うペット諸費用保険金は、以下の各号の額とします。

- ①ペット治療費用として、ペット1匹ごとに1回の事故につき5万円を限度に、ペット治療費用保険金を支払います。
- ②ペットホテル等宿泊費用として、ペット1匹ごとに1回の事故につき10万円を限度に、ペット治療費用保険金を支払います。

③ペット葬祭費用として、ペット1匹ごとに10万円を限度に、ペット葬祭費用保険金を支払います。

④第①号から第③号の保険金が重複して支払われる場合、当社は1回の事故につき20万円をペット諸費用保険金の限度額とします。

第5条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

第3章 ストーカー対策費用保険金

第1条(用語の定義)

用語	定義
ストーカー	ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)第2条に規定するつきまとい等の行為を行う者をいいます。
援助の申出	ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)第7条に基づき、ストーカー被害にあった被保険者が、所轄の警察署に「被害を自ら防止するための援助を受けたい」旨の申出を行うことをいいます。
防犯機材等	ストーカー行為等の被害の証拠を集めるのに有効なビデオカメラ、電話録音装置やストーカー犯から身を守るために有効な防犯ブザー、非常通報装置等をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が所轄の警察署にストーカー被害に関する援助の申出を行い受理されたことを条件に、被保険者が被害を自ら防止するために負担した防犯機材等の購入、設置費用や弁護士相談費用に対して、この特約に従い、ストーカー対策費用保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

普通保険約款第40条(保険金を支払わない場合—その1・共通項目)の規定は、第2条(保険金を支払う場合)のストーカー対策費用保険金について準用します。

第4条(保険金の支払額)

ストーカー対策費用保険金として支払う額は、30万円を限度に被保険者が実際に負担した対策費用の実費とします。

第5条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

第4章 ホームヘルパー費用保険金

第1条(用語の定義)

用語	定義
家事従事者	普通保険約款第1条(用語の定義)の被保険者に含まれる者であって、炊事、洗濯、掃除等の家事を主として行う者をいいます。
ホームヘルパー	炊事、洗濯、掃除等の家事を有償で行うことを職業とする者をいいます。
ホームヘルパー費用	ホームヘルパー雇入れのための費用。なお、ホームヘルパーの紹介料および交通費を含みます。
不測かつ突発的な事故	故意ではない予測不可能な事故で、繰り返し同じ内容の事故が発生する場合を除き、事故の原因や事故日時が明確な事故をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、賃貸住宅内で発生した不測かつ突発的な事故により家事従事者が傷害を被り、日常的な家事を営むことができなくなったために、被保険者が、家事従事者の行うべき家事を代行させるために被保険者の賃貸住宅において臨時にホームヘルパーを雇入れた場合、この特約に従い、ホームヘルパー費用保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1)普通保険約款第40条(保険金を支払わない場合—その1・共通項目)の規定は、第2条(保険金を支払う場合)のホームヘルパー費用保険金について準用します。
- (2)当社は、家事従事者が次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた傷害を被ったことにより、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の費用を負担した場合は、保険金を支払いません。
 - ①被保険者の故意または重大な過失
 - ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ③被保険者の疾病、脳疾患または心神喪失
 - ④被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの。この場合、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

第4条(保険金の支払額)

ホームヘルパー費用保険金として支払う額は、1回の事故につき50万円を限度に、事故の日から180日以内に被保険者が実際に負担したホームヘルパー雇入れ費用の実費とします。

第5条(事故の発生)

- (1)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、ホームヘルパー雇

入れ費用が発生した場合には、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。

- ①事故の発生状況および傷害の程度等の詳細をその原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ②当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第(1)項に規定する義務に違反した場合は、当社はそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第(1)項の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条 (保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者がホームヘルパー雇入れ費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、ホームヘルパー雇入れ費用の支出を証明する書類を当社に提出しなければなりません。

第7条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

第5章 その他の特約条項

第1条 (雑危険補償対象外特約)

- (1) 当社は、普通保険約款第4条(風水害損害保険金)、第5条(盗難損害保険金)、第6条(破汚損損害保険金)に規定する事故によって保険の目的に生じた事故に対して、この特約により、その一部または全部の保険金を支払いません。
- (2) 対象外とする雑危険の選択は、保険契約の申込時に保険契約者が任意で選択し、保険期間中にこの特約を中途付帯することはできません。

第2条 (費用補償対象外特約)

- (1) 当社は、普通保険約款第8条(修理費用拡張担保保険金)、第9条(修理費用破汚損担保保険金)、第10条(罹災費用保険金)、第11条(残存物撤去費用保険金)、第12条(緊急宿泊費用保険金)、第13条(罹災転居費用保険金)、第14条(ドアロック交換費用保険金)、第15条(孤立死原状回復費用保険金)、第16条(遺品整理費用保険金)に規定する事故に対して、この特約により、その一部または全部の保険金を支払いません。
- (2) 対象外とする費用補償の選択は、保険契約の申込時に保険契約者が任意で選択し、保険期間中にこの特約を中途付帯することはできません。

第3条 (引越に関する特約)

- (1) 当社は、被保険者が賃貸住宅を転居する際に、転居後の賃貸住宅について当社と新たに締結する保険契約の被保険者となる場合であって、新・旧の賃貸住宅の両方に一時的に保険の目的である家財が収容されている場合、賃貸借期間が重複している期間または30日間のいずれか短い期間を限度に、新・旧両方を賃貸住宅とみなして、この特約に従い、転居後の保険契約によって保険金を支払います。
- (2) 転居後の賃貸住宅についてこの特約を適用して保険契約を締結した場合、転居前の賃貸住宅に係る保険契約は、転居後の保険契約が開始した時をもって失効します。
- (3) 第(2)項の規定により失効した保険契約における保険料の返還の取扱いについては、普通保険約款第54条(保険契約が失効となる場合)の規定を準用します。

第4条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

第6章 保険料の口座振替に関する特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約(継続契約を含みます。以下この特約において同様とします)締結の際に、保険契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むことについて、当社に申し出た場合で、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。

- ①保険契約締結の時に、保険契約者の指定口座が当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等に設定されていること
- ②当社が定める口座振替の手続きが、この保険期間の初日の前日までにされていること

第2条 (保険料の払込み)

- (1) この保険契約においては、保険料の払込みは、保険料払込期日に指定口座から当社の指定する口座に振り替えることによって行います。
- (2) 保険契約者は、保険料払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (3) 保険料払込期日に保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、保険料を当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により払い込まなければなら

りません。

- (4) 保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに保険料を払い込んだ場合は、この特約が付帯された普通保険約款の保険料払込み前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (5) 保険契約者の故意または重大な過失により保険料が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まれなかった場合を除き、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて第(4)項及び第4条(保険料不払の場合の保険契約の解除)の規定を適用します。

第3条 (保険料領収前の保険金の支払い)

- (1) 被保険者が、保険料の払込み前に生じた事故について保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 第(1)項の規定およびこの特約が付帯された普通保険約款の保険料払込み前に生じた事故の取扱いに関する規定にかかわらず、保険契約者が、当社の指定する方法により保険料を払い込むことの確約を行った場合で、かつ、当社がこれを承認したときは、当社は、保険料の払込み前であっても、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い、保険金を支払います。
- (3) 第(2)項の確約に反して、保険契約者が、保険料の払込みを行わなかった場合は、当社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第4条 (保険料不払の場合の保険契約の解除)

当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第5条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

第7章 初回保険料口座振替特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用する用語は、以下の定義によります。

用語	定義
総保険料	この保険契約に定められた保険料の総額であって、保険証券等に記載されたものをいいます。
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は総保険料をいい、保険料を月払して払い込む場合は第1回目の月払総保険料をいいます。
初回保険料払込期日	保険期間の初日の属する月の翌月における指定口座が設定された提携金融機関ごとに当社が定める期日をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いをしている金融機関等をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

- (1) この特約は、保険契約締結の際、当社と保険契約者との間において、あらかじめ初回保険料を、口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
- (2) この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
 - ①保険契約締結の際、指定口座が提携金融機関に設定されていること
 - ②この保険契約の締結および保険契約者から当社への保険料口座振替依頼書の提出等が、保険期間の初日の前日までになされていること

第3条 (初回保険料の払込み)

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当社の口座に振り替えることによって行うものとし、初回保険料払込期日に初回保険料が当社に払い込まれた場合は、保険期間の始まった時に領収したものとみなします。
- (2) 初回保険料払込期日が、提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。

第4条 (初回保険料払込み前の事故)

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに、当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、保険期間の初日から初回保険料が払い込まれる間に生じた事故による損害に対しては、普通保険約款の保険料の払込方法および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料払込み前に生じた事故の免責に関する規定は適用しません。
- (3) 第(2)項の規定に係わらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌々月末日までにその払込みを

意った場合は、当社は、保険期間の初日から初回保険料払込みまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

- (4) 当社は、保険料が月払で払い込まれる場合で、その払込がなされないときは、初回保険料払込期日の属する月の翌月の払込期日には2か月分の、翌々月の払込期日には3か月分の月払保険料をあわせて請求できるものとします。

第5条(初回保険料払込み前の保険金支払い)

第4条第(2)項の規定により、被保険者、保険金請求者が、初回保険料の払込み前に生じた事故による損害に対して保険金を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者の申し出があった場合には、支払保険金から初回保険料を差し引いて保険金を支払うことをもって初回保険料の払込みがあったものとみなします。

第6条(初回保険料不払の場合の保険契約の解除)

- (1) 保険契約者が、初回保険料について、初回保険料払込期日に払込みがなく、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日までにも初回保険料の払込みがない場合には、当社は、この保険契約を解除することができます。
- (2) 第(1)項の解除は、保険契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、保険期間の初日から生じます。

第7条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

第8章 保険料月払特約

第1条(用語の定義)

この特約において使用する用語は、以下の定義によります。

用語	定義
総保険料	この保険契約に定められた保険料の総額であって、保険証券等に記載されたものをいいます。
月払保険料	総保険料を保険期間に相当する月数で月払した1回分の保険料をいいます。
払込期日	保険証券等に記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、指定口座が設定された提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いをしている金融機関等をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券等にこの特約を適用する旨が記載されている場合に適用されます。

第3条(保険料の払込方法)

- (1) 当社は、この特約により、保険契約者が総保険料を保険期間に相当する月数に月払して、下表に定める期日までに払い込むことを承認します。

区分	期日
第1回目払保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。
第2回目払保険料	保険期間の初日に属する月の翌月の払込期日
第3回以降の月払保険料	第2回目払保険料の払込期日以降到来する毎月の払込期日

- (2) 保険契約締結の際に、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合は、第2回目以降の月払保険料を口座振替の方法により払い込むことができます。この場合において、保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

- ① 保険契約締結の際、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
- ② この保険契約の締結および保険契約者から当社への保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- (3) 月払保険料が口座振替の方法により払い込まれる場合は、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による第2回目以降の月払保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は、第(1)項の規定にかかわらず、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (4) 第(1)項において、月払保険料が口座振替の方法により払い込まれる場合で、保険契約者が第2回目払保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求を行わなかったことによる場合には、第2回目払保険料の払込期日の翌月の応答日をその第2回目払保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第4条(月払保険料不払の場合の免責)

- (1) 当社は、保険契約者が第2回目以降の月払保険料について、その月払保険料を払い込むべき払込期日の属する翌月末日(以下「払込猶予期間」といいます。)までにその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する月払保険料(以下「当該未払保険料」といいます。)をあわせて請求できるもの

とします。

- (3) 第(2)項の規定に係わらず、第2回目以降月払保険料の払込み前の事故による損害に対しては、保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は、払込猶予期間内に当該未払保険料を当社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者の申し出があった場合には、支払保険金から当該未払保険料を差し引いて支払うことをもって、保険料の払込みがあったものとみなします。

第5条(月払保険料不払の場合の保険契約の解除)

- (1) 当社は、払込期日の属する月の翌々月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき月払保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (2) 第(1)項の解除は、保険契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、その月払保険料の払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条(準用規定)

この特約の規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

第9章 クレジットカードによる保険料支払に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において使用する用語は、以下の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます
クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。

第2条(クレジットカードによる保険料支払の承認)

当社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、この保険契約の保険料を支払うことを承認します。ただし、会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者または会員として認められた法人と保険契約者が同一である場合に限りします。

第3条(保険料の払込み)

- (1) 保険契約者からこの保険契約の申込時にクレジットカードによる保険料の支払の申出があった場合は、当社は、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用額限度内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の支払を承認したときに保険料の払込みがあったものとみなします。

- (2) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第(1)項の規定は適用しません。

- ① 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
- ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第4条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

- (1) 当社は、第3条第(2)項第①号の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において第(1)項の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、第(1)項の規定を適用します。

- (3) 保険契約者が第(2)項の保険料の支払を怠った場合は、当社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

第5条(保険料の返還の特則)

普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、クレジットカード会社からの保険料相当額の全額の領収を確認した後に保険料を返還します。ただし、第4条第(2)項の規定により、保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、この規定によらず保険料を返還します。

第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

第10章 保険料の払込票払に関する特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約(継続契約を含みます。以下この特約において同様とします)締結の際に、保険契約者が保険料を払込票(注)により払い込むことについて、当社に申し出た場合で、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。

- ① 保険契約締結の時に、当社と保険契約者との間に、あらかじめ保険料を払込票で払い込むことについての合意があること
- ② この保険契約の締結が、保険期間の初日の前日までなされていること
- (注) 払込票とは、金融機関におけるペイジー収納サービス(金融機関の窓口、ATM、インターネットバンキング、モバイルバンキングを利用して払い込むことができるサービス)やコンビニエンスストアの窓口で使用する保険料の払込みに必要なバーコードや収納機関番号等が印字された帳票をいいます。

第2条(保険料の払込み)

- (1) この保険契約においては、保険料の払込みは、保険料払込期日までに払込票によって払い込まなければなりません。
- (2) 保険料払込期日に保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、保険料を当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに保険料を払い込んだ場合は、この特約が付帯された普通保険約款の保険料払込み前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (4) 保険契約者の故意または重大な過失により保険料が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まれなかった場合を除き、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて第(3)項及び第4条(保険料不払の場合の保険契約の解除)の規定を適用します。

第3条(保険料払込み前の保険金の支払い)

被保険者が、保険料の払込み前に生じた事故について保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は保険料を当社に払い込まなければなりません。ただし、第2条第(3)項の「保険料払込期日の属する月の翌月末日」前の事故による損害に対して、保険契約者の申し出があり、かつ、当社がこれを承認したときは、当社は、支払保険金から払い込むべき保険料を差し引いて支払うことをもって、保険料の払込みがあったものとみなします。

第4条(保険料不払の場合の保険契約の解除)

当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第5条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

第11章 保証会社による保険料立替支払に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において使用する用語は、以下の定義によります。

用語	定義
保証会社	賃貸住宅に関わる賃貸借契約の際に必要な賃借人の連帯保証人を保証委託契約により代行する会社で、保険契約者が賃借人として保証委託契約を締結した相手方の会社をいいます。
保証委託契約	賃借人と保証会社との間で、賃貸住宅に関わる債務(以下「賃借費用等」という)の保証範囲等を規定する契約をいいます。賃貸借契約で賃借人に加えて保証委託契約で保証範囲とされている場合は、賃借費用等とみなします。

第2条(この特約の適用条件)

- (1) この特約は、保険契約締結の際、当社と保険契約者との間において、あらかじめ保険料を、保証会社による立替支払いの方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
- (2) この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ① 保険契約締結の際、保険契約者と保証会社との間で保証委託契約が締結されていること
- ② この保険契約の保険料が、保証委託契約で賃借費用等として保証されていること

第3条(保証会社による保険料立替支払の承認)

当社は、この特約に従い、保証会社が保険契約者に代わり、この保険契約の保険料を当社に支払うことを承認します。

第4条(保険料の払込み)

- (1) 保証会社から保険契約者に代わり保険料相当額の払込みが行われた場合は、当社は、保険契約者から保険料の払込みがあったものとみなします。
- (2) 当社は、保証会社より保険料相当額の払込みが行われなかった場合には、第(1)項の規定は適用しません。

第5条(保険料の直接請求および請求保険料不払の取扱い)

- (1) 当社は、第4条第(2)項に該当し、保険料相当額を領収できない場合には、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。
- (2) 保険契約者が第(1)項の保険料を保険責任開始日または保険料払込期日の翌月応答日までに払い込まない場合には、当社は、保険契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、将来に向かってのみその効力を生じ

ます。

第6条(保険料払込みの中止の申し出)

- (1) 当社は、保険契約者が保証会社に対し、保険責任開始日時または保険料払込期日までに保険料相当額の立替支払の中止を申し出たにも係わらず、保証会社が保険料相当額を支払った場合は、保険料の払込みを取り消します。
- (2) 第(1)項に該当する場合には、当社は、保険契約者の請求に基づき、速やかに保険料を返還します。

第7条(保険料の返還の特別)

普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により、当社が保険料を保険契約者に返還する場合、当社は、保証会社からの保険料相当額全額の領収を確認した後に保険料を返還します。ただし、第5条(保険料の直接請求および請求保険料不払の取扱い)第(1)項の規定により、保険契約者が直接当社に保険料を払い込んだ場合には、この規定によらず保険料を返還します。

第8条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

第12章 インターネット等による通信販売特約

第1条(保険契約の申込み)

- (1) 当社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、その申込みについての重要事項を了解した上で、当社の定める手続方法に従って、保険契約申込書またはインターネット上の保険契約申込画面に必要事項を記入または入力し、当社に郵送または送信することによって、保険契約の申込みを行うことができるものとします。
- (2) 第(1)項の規定により当社が保険契約申込書の郵送または保険契約申込画面の送信を受けた場合は、当社は保険契約の引受けを行うものについては、保険契約者に対して保険契約確認書の郵送または保険契約確認画面を送信することにより引受け契約内容を通知します。

第2条(保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は第1条第(2)項の保険契約確認書または保険契約確認画面に従い、保険料を払い込まなければなりません。
- (2) 第(1)項の払込期日は、この保険契約に適用されている他の特約に別規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当社が定める日とします。
- (3) 払込期日までに保険料が払いこまれず、当社が保険契約を解除する場合、インターネット上で選択された払込方法に基づく特約の解除規定に準じます。

第3条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

第13章 サービス付き高齢者住宅に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において使用する用語は、以下の定義によります。

用語	定義
監督義務者等	被保険者が責任能力なき者である場合、その者を監督する法定の義務を負う者またはその者に代わって被保険者を監督する者をいいます。この特約により、監督義務者等を被保険者の範囲に含めます。
サービス付き高齢者住宅	60歳以上の高齢者または要介護者もしくは要支援者を入居させ、安否確認サービス、生活相談サービスその他のこれらの者が日常生活を営むために必要な福祉サービスをこれらの者に提供する「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(平成13年法律第26号)に定められ、都道府県知事によって登録された賃貸住宅をいいます。
損害金等	レンタル福祉用具が損壊した場合、福祉用具レンタル契約書等で借主である被保険者が負担すべき金額または負担するべきレンタル福祉用具についての損害賠償金をいいます。
レンタル福祉用具	サービス付き高齢者住宅内に収容されている家財のうち、被保険者が貸与を受け使用している被保険者の日常生活上の便宜を図るための用具および機能訓練のための用具ならびに補装具(注)をいいます。 (注) 車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、認知性老人徘徊感知機器等を含みます。

第2条(特約条項の適用)

この特約は、賃貸住宅がサービス付き高齢者住宅である場合に適用します。

第3条(レンタル福祉用具の損害保険金の支払額)

普通保険約款第19条(家財損害保険金の支払額)、第20条(風水害損害保険金の支払額)、第22条(破汚損損害保険金の支払額)の規定における「再調達価額」および第21条(盗難損害保険金の支払額)の規定における「時価」をレンタル福祉用具の場合は、「被保険者が福祉用具レンタル契約書等で負担すべき損害金等の額」と読み替えるものとします。

第4条(レンタル福祉用具に関する個人賠償責任保険に係る規定の準用)

当社が、レンタル福祉用具に第3条の損害保険金を支払う場合において、損害金等の額をもって損害の額とするときは、普通保険約款第63条(当社による損害賠償責任の解決)および第70条(先取特権)、第71条(損害賠償請求権者による直接請求権)、第72条(損害賠償請求権者による損害賠償金の請求およびお支払いする時期)の規定を準用します。

第5条(保険金を支払わない場合—その1・借家人賠償責任保険金)

- (1) 普通保険約款第45条(保険金を支払わない場合—その6・借家人賠償責任保険金)第③号の規定は、この特約においては適用しません。
- (2) 被保険者が心神喪失により、賃貸住宅の使用または管理についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担しないときは、監督義務者等が賃貸住宅の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任により被った損害に対して、この特約および普通保険約款に従い借家人賠償責任保険金を支払います。

第6条(保険金を支払わない場合—その2・個人賠償責任保険金)

- (1) 普通保険約款第46条(保険金を支払わない場合—その7・個人賠償責任保険金)第①号および第⑥号の規定は、この特約においては適用しません。
- (2) 被保険者が心神喪失により、他人の身体の障害または財物の損壊についての法律上の損害賠償責任を負担しないときは、監督義務者等がこれらの法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害に対して、この特約および普通保険約款に従い個人賠償責任保険金を支払います。

第7条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

第14章 包括契約に関する特約**第1条(この特約の保険契約者と被保険者)**

- (1) この特約における保険契約者は、賃貸住宅の所有者である賃貸人または賃貸人より賃貸住宅の管理を受託している不動産管理業者または賃貸人より転貸目的で賃貸住宅を賃借するサブリース業者とします。
- (2) この特約における被保険者は、賃貸住宅の入居者とします。

第2条(包括契約の目的の通知および包括契約の単位)

- (1) 保険契約の締結時にこの特約が付帯された場合は、保険契約者は賃貸住宅の棟番号、部屋番号、当該部屋番号に入居する者の氏名、所在地、建物の構造を当社に通知するものとします。
- (2) 保険期間中において保険契約者は、毎月当社に定める通知締切日までに前1か月分の新たに保険の目的とする賃貸住宅及び保険の目的から除かれる賃貸住宅に関して通知するものとします。
- (3) 保険契約締結の後に、当該包括契約(以下、「原契約」とします)に新たに追加した賃貸住宅に係る保険期間は、原契約と同一とします。ただし、保険料の払込みが一括払であった原契約の場合は、新たに追加される賃貸住宅を別個の包括契約として、保険契約を締結します。
- (4) 当社は、1の保険契約者ごとに1の被保険者における保険金額により、当社が引受られる被保険者の数を定めます。第(3)項の規定により複数の包括契約を締結する際も同様とします。

第3条(自動補償)

保険契約締結の後に、新たに包括契約に追加する賃貸住宅について、賃貸住宅を新たに追加した日の属する月の翌月末日までの期間に生じた損害に限り、保険金を支払います。

第4条(保険金額)

- (1) 1の保険契約者に関わる保険金額は10億円を限度額とします。
- (2) 1の被保険者あたりの保険金額は、1,000万円を限度額(注)とします。ただし、借家人賠償責任保険及び個人賠償責任保険の保険金額は別枠で1,000万円を限度額とします。
(注)1回の事故により家財損害保険、修理費用保険など複数の保険金額が重複して支払われる場合を含みます。

第5条(保険料の返還または請求)

- (1) 保険料月払での包括保険契約締結の後、保険契約者が新たに賃貸住宅を追加して、保険を申し込み場合には、追加した保険の目的に対して計算した月払保険料を請求します。
- (2) 保険料一括払での包括保険契約締結の後、保険契約者が所有または転貸または管理する賃貸住宅を譲渡または管理委託契約の解約により、保険の目的が減少する際は、減少した保険の目的の未経過期間について計算した保険料を返還します。

第6条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

第15章 法人契約の被保険者に関する特約**第1条(用語の定義)**

この特約において使用する用語は、以下の定義によります。

用語	定義
法人等	法人および個人事業主をいいます。
従業員等	法人等の役員または使用人をいいます。

第2条(特約条項の適用)

この特約は、保険契約者が法人等であり、その従業員等が賃貸住宅に居住する場合に適用します。

第3条(被保険者の範囲)

この特約が付帯された保険契約の被保険者は、普通保険約款の規定にかかわらず、生活の本拠として賃貸住宅に居住する従業員等(注)とその者の同居の親族とします。ただし、当社と締結された他の保険契約における被保険者である者を除きます。

(注) 損害の原因となった事故が生じた時点での関係をいいます。

第4条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

第16章 当社への通知または申し出に関する特約**第1条(特約条項の適用)**

この特約は、保険契約者または被保険者が当社へ通知または申し出を行う際に、電話またはインターネットを含む情報処理機器等の通信手段を用いて行う場合に適用します。

第2条(当社への通知または申し出)

この特約が付帯された保険契約においては、保険契約者または被保険者は普通保険約款第51条(ご契約後の通知義務)、第52条(保険契約者の住所変更)、第55条(保険契約者による保険契約の解約)、第58条(保険金額の調整)、第62条(損害発生の場合のお手続き)に規定する通知を、電話またはインターネットを含む情報処理機器等の通信手段を用いて、当社に対して通知または申し出を行うことができます。

第3条(電話番号または電子メールアドレス等の変更)

保険契約者は、当社に通知または申し出た電話番号またはインターネットを含む情報処理機器等の電子メールアドレス等を変更した場合は、遅滞なく当社に通知しなければなりません。

第4条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

第17章 民泊利用者に関する特約**第1条(用語の定義)**

この特約において使用する用語は、以下の定義によります。

用語	定義
民泊	住宅(戸建住宅、共同住宅等)の全部または一部を活用して、宿泊サービスを提供することをいいます。
民泊施設	既存の賃貸住宅を1日単位で利用者に貸し出すもので、一定の要件の範囲内で、有償かつ反復継続する宿泊施設をいいます。
被保険者	民泊利用者をこの特約の被保険者とします。

第2条(特約条項の適用条件)

- (1) この特約は、賃貸住宅が民泊営業された場合に適用し、普通保険約款第1条(用語に定義)の賃貸住宅に係る規定を民泊施設に適用します。
- (2) この特約が付帯された保険契約の保険契約者は、民泊施設の所有者または管理者とします。

第3条(保険の目的の範囲)

- (1) 普通保険約款第2条(保険の目的の範囲)の規定による保険の目的は、民泊利用者が民泊施設に持ち込んだ家財とします。
- (2) 民泊施設に備え付けられている家財は、賃貸住宅に付属する設備として保険の目的に含みません。

第4条(被保険者の範囲)

この特約で対象とする被保険者の範囲は、当社の保険契約の被保険者以外の者とします。

第5条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

第18章 マンスリーマンション等に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用する用語は、以下の定義によります。

用語	定義
マンスリーマンション等	家具、家電付きの賃貸マンション、アパート等で、1か月程度といった短期の定期建物賃貸借契約または建物一時使用賃貸借契約により賃貸される賃貸住宅をいいます。
被保険者	マンスリーマンション等の賃借人で、実際に居住する者をこの特約の被保険者とします。なお、居住する者は定期賃貸借契約書記載の入居者に限るものとします。

第2条 (特約条項の適用条件)

- (1) この特約は、賃貸住宅がマンスリーマンション等に利用された場合に適用し、普通保険約款第1条(用語の定義)の賃貸住宅に係る規定をマンスリーマンション等に適用します。
- (2) この特約が付帯された保険契約の保険契約者は、マンスリーマンション等の所有者または管理者とします。

第3条 (保険の目的の範囲)

- (1) 普通保険約款第2条(保険の目的の範囲)の規定による保険の目的は、被保険者がマンスリーマンション等に持ち込んだ家財とします。
- (2) マンスリーマンション等に備え付けられている家具、家電等の家財は、賃貸住宅に付属する設備として保険の目的に含みません。

第4条 (被保険者の範囲)

この特約で対象とする被保険者の範囲は、当社の保険契約の被保険者以外の者とします。

第5条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

別表 保険料返戻金表

算式	
	返還する保険料＝保険料×0.67(注)×未経過残月数÷ 保険期間月数 未経過残月数とは、解約日から保険期間満了日までの未経過月数とします。なお、1ヶ月に満たない端数月についてはこれを切り捨てるものとします。 (注)解約に伴い既払込保険料の33%相当額を控除して返還保険料を計算します。

返戻金表(代表例)

未経過残月数	保険期間1年	保険期間2年
	保険料12000円	保険料24000円
23		15,410
22		14,740
21		14,070
20		13,400
19		12,730
18		12,060
17		11,390
16		10,720
15		10,050
14		9,380
13		8,710
12		8,040
11	7,370	7,370
10	6,700	6,700
9	6,030	6,030
8	5,360	5,360
7	4,690	4,690
6	4,020	4,020
5	3,350	3,350
4	2,680	2,680
3	2,010	2,010
2	1,340	1,340
1	670	670

ご契約者向け安心サービス



24時間 365日
応急対応

事故受付サービス

受付専用フリーダイヤル… **0120-492-585**

万一、事故が発生したときは事故受付サービスをご利用ください。

その際に下記(2)の内容をお知らせください。

フリーダイヤルの他、下記のメールアドレスでも事故を受け付けております。

Jiko@jicc-ssi.com

(事故発生から保険金のお受け取りまで)

(1) 事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて次の処置を行ってください。

① 損害の発生および拡大の防止(初期消火や貴重品の確保等)、けが人の救護、消防署(119番)、警察署(110番)への通報

② 第三者に損害を与え賠償責任が発生した場合は、相手方の氏名、住所、連絡方法をご確認ください。

(2) 事故の内容を当社・事故受付センターまでご連絡ください。その際、下記の点をお伺いします。

① 保険契約の内容 ⇒ 保険証券番号、保険契約者氏名、日中ご連絡のできる電話番号、事故を起こした方の氏名

② 事故の内容・被害 ⇒ 事故発生日時、場所、事故が起きた原因、被害(損害)の状況、相手がいる場合は相手方の氏名、住所、連絡方法

③ 届出先、管理会社 ⇒ 事故を届出た消防署・警察署名、担当官氏名および不動産管理会社、修理業者名とその電話番号

④ 郵便物の送付先 ⇒ 事故後に一時的に避難される等、郵便物の送付先を変更される場合はお知らせください。

⑤ 他の保険契約等 ⇒ 同一の事故に対し、他から保険金が支払われる場合は、他の保険会社名等をお知らせください。

(3) 事故の発生原因・被害状況を当社が確認いたします。場合により、現場検証、立会いを行いますので、ご了承ください。

(4) 保険金請求に必要な書類を作成していただき、ご提出をお願いします。

(5) 当社は保険請求に必要な書類を全てご提出いただいてから。その日を含めて30日以内に保険金支払いに必要な事項を確認し、保険金を支払います。

但し、必要な書類の確認を行うために、警察、消防、損害保険鑑定人等、公的、専門的な調査等が不可欠な場合は、普通保険約款に定める日数までに保険金をお支払いします。

(6) 当社は保険金支払い後に、保険金支払い通知書を保険契約者に送付します。指定された銀行口座等で振込をご確認ください。

●保険金請求権については時効(3年)がありますので、ご注意ください。

ご契約者向け安心サービス



24時間 365日
応急対応

生活安心 QQ サービス

受付専用フリーダイヤル… **0120-307-255**

夜間や休日等で、不動産管理会社・大家さん等が対応できない以下の緊急時に、24時間365日体制で入居者の住まいに駆けつけ応急対応をいたします。

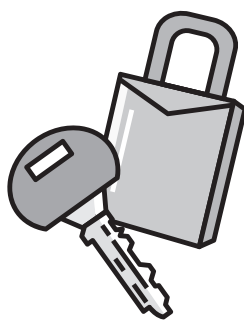
*30分程度の応急対応に要する作業や出張料は無料となります(部品代は除きます)。

水まわりのトラブル



トイレのつまりや蛇口からの水漏れ等

カギのトラブル



ドアキーを紛失し部屋に入れない場合の開錠対応

ガラスのトラブル



ガラスの破損修理
*ガラス代は実費となります。

【ご利用上のご注意】

①水まわりのトラブル

お部屋の中での給排水管やトイレの詰まり、水漏れなどの不具合に30分以内で実施可能な応急対応を無料で実施します。

※応急対応を超える洗面台の取り外しや高圧洗浄などは有料となります。また上階からの漏水や台風等による雨漏り、給湯器やシャワートイレの故障などは本サービスの対象外となります。

②カギのトラブル

自宅のカギを紛失しお部屋に入れなくなった際の緊急開錠を行います。

※免許証など身分証明書の提示により、ご本人確認ができることがサービス提供の条件となります。

③ガラスのトラブル

お部屋のガラス窓等が破損した際の破片の片付け、養生作業、清掃を行います。

※ガラスや破損ガラスの処分費は有償となります。

【利用期間、対象範囲、対象地域】

利用できる期間は、保険期間内とします。保険証券記載の賃貸住宅内に限り、アパートやマンションの共用部分、屋外、上下水道の本管部分は対象外となります。日本全国を対象としますが、一部離島などはサービスを提供できない場合があります。

※緊急性がないと判断した場合は、応急対応をいたしませんので、あらかじめご了解ください。

お問い合わせ先一覧

事故のご連絡は

フリーダイヤル：0120-492-585

受付時間 24時間・365日受付・対応

メールでのご連絡は...QRコードをご確認ください。



生活安心QQサービス

フリーダイヤル：0120-307-255

受付時間 24時間・365日受付・対応。

賃貸住宅の退去に伴う家財保険の解約は

フリーダイヤル：0120-849-431

受付時間 24時間・365日受付・対応

メールでのご連絡は...QRコードをご確認ください。



当社への保険に関するお問合せ・ご相談・苦情は

フリーダイヤル：0120-849-431

受付時間 24時間・365日受付・対応

メールでのご連絡は...QRコードをご確認ください。



指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」

フリーダイヤル：0120-821-144

受付時間 平日の午前8:00～12:00 午後13:00～16:00

 **ジック少額短期保険株式会社**
少額短期保険

フリーダイヤル: **0120-849-431**

受付時間: 午前10時より午後5時まで(土日・祝日、年末年始を除く)

ホームページアドレス <https://www.jicc-ssi.com>

【東金本店】〒283-0068 千葉県東金市東岩崎15番地6
TEL.0475-50-2240 FAX.0475-50-2241

【東京本社】〒105-0013 東京都港区浜松町2丁目3番地1号
日本生命浜松町クリアタワー
TEL.03-6870-6777 FAX.03-6870-6778

【大阪営業所】〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島4丁目4番11号
太陽ビル
TEL.06-6476-9078 FAX.06-6476-9079

●取扱代理店